

様式 1-2-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人福祉医療機構	
評価対象中期目標期間	見込評価 (中期目標期間実績評価)	第4期中期目標期間(最終年度の実績見込を含む。)
	中期目標期間	平成30年度～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣(法人全般及び内閣総理大臣の担当する業務以外の業務に関する評価) 1-9の業務に係る財務及び会計に関する事項については、内閣総理大臣と共同して担当		
法人所管部局	社会・援護局 社会・援護局障害保健福祉部 医政局 年金局 労働基準局 健康局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課 宮下 雅行 福祉基盤課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課 矢田貝 泰之 企画課長 医政局医療経営支援課 和田 昌弘 医療経営支援課長 年金局資金運用課 西平 賢哉 資金運用課長 労働基準局労災保険業務課 千葉 茂雄 労災保険業務課長 健康局難病対策課 簗原 哲弘 難病対策課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 石塚 哲朗 参事官
主務大臣	内閣総理大臣(1-9の業務及び1-9の業務に係る財務及び会計に関する事項)		
法人所管部局	こども家庭庁成育局	担当課、責任者	成育局母子保健課 山本 圭子 母子保健課長
評価点検部局	官房長	担当課、責任者	E B P M推進室 野中 嘉人 E B P M推進室長

3. 評価の実施に関する事項			

4. その他評価に関する重要事項			

様式 1-2-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 総合評価様式

1. 全体の評価	
評価 (S、A、B、C、 D)	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
評価に至った理由	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で 特に考慮すべき事項	

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した 課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考欄
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
福祉医療貸付事業	A○重	A○重	S○重	A○重	A○重	A○重	A○重	1-1	
福祉医療経営指導事業	A○重	A○重	A○重	A○重	A○重	A○重	A○重	1-2	
社会福祉振興助成事業	B	B	B	B	B	B	B	1-3	
退職手当共済事業	<u>B○重</u>	<u>A○重</u>	<u>A○重</u>	<u>A○重</u>	<u>A○重</u>	<u>A○重</u>	<u>A○重</u>	1-4	
心身障害者扶養保険事業	B	B	B	B	B	B	B	1-5	
福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET 事業）	A○重	A○重	A○重	A○重	A○重	A○重	A○重	1-6	
年金担保貸付事業債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務貸付事業	B	B	B	B	B	B	B	1-7	
承継年金住宅融資等債権管理回収業務	B	B	B	B	B	B	B	1-8	
一時金支払等業務及び補償金支払等業務	-	B	B	B	B	B	B	1-9	指標設定困難

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、各年度の項目別評価調書の項目別調書 No.を記載。

※5 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、令和3年度をもって新規貸付の申込受付を終了し、令和4年度から年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務を開始。

中期目標	年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考欄
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	見込 評価	期間実 績評価		
II. 業務運営の効率化に関する事項									
業務・システムの効率化と情報化の推進	B	B	B	B	B	B	B	2-1	指標設定困難
経費の節減	C重	C重	B	B	B	B	B	2-2	
III. 財務内容の改善に関する事項									
運営費交付金以外の収入の確保									
自己資金調達による貸付原資の確保	B	B	B	B	B	B	B	3-1	指標設定困難
不要財産の国庫納付									
IV. その他の事項									
効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	B	B	B	B	B	B	B	4-1	指標設定困難
内部統制の充実	B	B	B	B	B	B	B	4-2	指標設定困難
人事に関する事項	B	B	B	B	B	B	B	4-3	指標設定困難

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	福祉医療貸付事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、2号、第3号、第5号及び第6号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 714・723

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
制度の周知・広報回数（計画値）	100回以上	—	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上		予算額（千円）	41,126,966	38,503,401	34,692,196	50,917,108	46,623,176
制度の周知・広報回数（実績値）	—	126回	126回	136回	151回	123回	169回		決算額（千円）	37,772,043	34,222,305	31,767,325	30,304,739	28,943,444
達成度	—	—	126.0%	136.0%	151.0%	123.0%	169.0%		経常費用（千円）	43,815,149	33,645,816	38,180,043	59,412,501	54,724,340
協調融資金融機関数（計画値）	最終年度に65機関以上増加	—	13機関以上	13機関以上	13機関以上	13機関以上	13機関以上		経常利益（千円）	△2,875,705	4,442,862	817,896	△21,939,110	△20,895,241
協調融資金融機関数（実績値）	—	362機関	13機関 (372機関)	13機関 (380機関)	16機関 (393機関)	16機関 (408機関)	16機関 (424機関)		行政コスト（千円）	—	34,779,623	38,180,043	59,412,501	54,724,340
達成度	—	—	100.0%	100.0%	123.1%	123.1%	123.1%		行政サービス実施コスト（千円）	3,726,006	—	—	—	—
実地調査等の実施先数（計画値）	55貸付先以上	—	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上		従事人員数	152.52人	146.38人	149.93人	158.18人	168.44人
実地調査等の実施先数（実績値）	—	88貸付先	74貸付先	70貸付先	71貸付先	72貸付先	77貸付先							
達成度	—	—	134.5%	127.3%	129.1%	130.9%	140.0%							

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとまりとする。</p> <p>1 福祉医療貸付事業 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度 100 回以上実施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第 3 期中期目標期間最終年度と比べて 65 機関以上増加させる。</p> <p>③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度 55 貸付先以上に実施する。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報については、毎年度 100 回以上（平均 141 回）実施し、中期計画を達成した。</p> <p>② 協調融資制度の覚書締結金融機関数については、中期目標期間の最終年度である令和 4 年度において、第 3 期中期目標期間最終年度と比べて 74 機関増加させ、中期計画を達成した。</p> <p>③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等については、毎年度 55 貸付先以上（平均 72.8 貸付先）に実施し、中期計画を達成した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>○ 福祉貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として、各種融資条件の改善及び優遇措置を実施した結果、中期目標期間における審査実績は 23,294 件 1,310,570 百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や整備を支援するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創出に貢献することができた。</p> <p>なお、このうち、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障が生じた事業者への経営資金の優遇融資を令和元年度末から行った結果、中期目標期間における審査実績は 19,742 件 600,315 百万円となった。</p> <p>○ 医療貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の医療施策に即して各種融資用件の改善及び優遇措置を実施した結果、中期目標期間における審査実績は 25,571 件 2,108,508 百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や推進を支援することができた。</p> <p>なお、このうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に支障のある事業者への経営資金の優遇融資を令和元年度末から行った結果、中期目標期間における審査実績は 25,148 件 1,495,113 百万円となった。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症対策とし</p>	<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>○福祉貸付事業 福祉貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、各種融資条件の改善及び優遇措置を実施したことにより、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や整備を支援するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創出に貢献していることが認められた。</p> <p>○医療貸付事業 医療貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、各種融資条件の改善及び優遇措置を実施したことにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や推進を支援した。</p> <p>○緊急時における資金需要への対応 令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障が生じた事業者の資金ニーズに対応するため、無利子・無担保等の優遇融資を実施し、緊急時における資金需要に的確に取り組んだ。</p> <p>また、急増する資金ニーズに対応するため、審査体制の整備、借入関係書類の大幅な</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載) <今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載) <その他事項></p>

<p>が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。</p> <p>こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サ</p>			<p>て、令和元年度末から新型コロナウイルス対応支援資金の融資を開始し、補正予算等により無利子・無担保の優遇融資の条件を拡充した。</p> <p>また、急増する資金ニーズに対応するための体制整備を図るとともに、借入関係書類を大幅に削減するなど、利用者の利便性向上を図った。</p> <p>これらの取組により、中期目標策定時には想定し得なかった資金需要（44,890件 2,095,429 百万円）に迅速に対応することができ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉医療施設の経営の安定化に貢献することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」等を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知するとともに、各年度に発生した災害に係る災害復旧資金や新型コロナウイルス感染症に係る新型コロナウイルス対応支援資金等の周知・広報活動を速やかに実施した。 ○ 国の福祉医療政策に即した施設整備に係る資金需要を踏まえ、社会福祉施設及び医療関連施設等の整備計画の早期段階から、事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、長期にわたる安定経営が可能となるよう、事業計画の妥当性や財務状況の分析等の機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行った。 ○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等に関するデータ等を提供するとともに、金融機関業務打合せ会 	<p>削減など利用者の利便性の向上に取り組んだ結果、中期目標策定時には想定し得なかった膨大な資金ニーズに迅速かつ的確に対応することができ、福祉医療施設の経営の安定化に大きく貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな融資メニューの創設等 ○国の政策を踏まえた新たな優遇融資等のメニューについて、各種融資条件の改善等に取り組み、福祉医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や整備の支援に努めている。 ○制度周知 ○政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、地方公共団体や関係団体に融資制度のPRを行うなど、積極的な制度周知に努めている。 ○具体的には、借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」等を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等に関する制度周知を行ったほか、各年度に発生した災害に係る災害復旧資金や新型コロナウイルス対応支援資金等の特別な優遇融資の周知・広報活動を、関係機関と連携しつつ行った。 ○協調融資機関の拡大 ○協調融資制度の一層の普 	
---	---	--	--	---	--	--

<p>(1) 国の福祉医療政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p>	<p>ービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉医療貸付事業を実施する。</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p>	<p>【融資方針の策定】#1</p> <p>○ 国及び地方公共団体の福祉医療政策と緊密に連携し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備や新子育て安心プランの実現に向けた保育所整備等、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資について、地方公共団体の意見を踏まえるとともに厚生労働省関係部署と調整のうえ策定した各年度の融資方針に基づき実施した。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響により事業停止等となった福祉医療関係施設の事業者に対して、福祉医療基盤の維持・存続を目的とした緊急的な融資を実施した。</p> <p>【福祉医療貸付事業の実績】#2</p> <p>○ 各年度における貸付審査の実績は、次のとおりである。 (括弧書は、新型コロナウイルス対応支援資金の再掲)</p> <p>【福祉貸付】</p> <table border="1" data-bbox="934 1079 1635 1650"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>785 件</td> <td>139,965 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>805 件 (22 件)</td> <td>157,829 百万円 (422 百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>9,478 件 (8,691 件)</td> <td>486,733 百万円 (330,984 百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>7,642 件 (7,023 件)</td> <td>324,950 百万円 (205,651 百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>4,584 件 (4,006 件)</td> <td>201,093 百万円 (63,258 百万円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23,294 件 (19,742 件)</td> <td>1,310,570 百万円 (600,315 百万円)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	金額	平成 30 年度	785 件	139,965 百万円	令和元年度	805 件 (22 件)	157,829 百万円 (422 百万円)	令和 2 年度	9,478 件 (8,691 件)	486,733 百万円 (330,984 百万円)	令和 3 年度	7,642 件 (7,023 件)	324,950 百万円 (205,651 百万円)	令和 4 年度	4,584 件 (4,006 件)	201,093 百万円 (63,258 百万円)	計	23,294 件 (19,742 件)	1,310,570 百万円 (600,315 百万円)	<p>議において社会福祉施設及び医療関連施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。</p> <p>また、民間金融機関の中央組織との意見交換会を開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組等について意見交換を行った。</p> <p>○ 協調融資制度の一層の普及を図るため、原則として全ての借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内するとともに、民間金融機関（メインバンク）の支援体制等の確認を徹底したほか、地方公共団体や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動を行った。また、協調融資制度に加入していない民間金融機関に対して訪問活動を実施するなど、協調融資の利用の向上に資するための取組を実施した結果、中期計画（目標 65 機関拡大）に対して 74 機関拡大し、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができる体制整備を推進した。</p> <p>○ 昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、介護報酬及び診療報酬の改定を受け依然として厳しい状況が続いている中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の福祉医療施設等の維持・存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援することができた。</p> <p>○ 正常先・要注意先の管理の高度化等を図る取組として、平年度化モニタリング先等の管理については、「平年度化モニタリング先の業務手順マニュアル」に基づき、平年度化モニタリング先等から定期的に報告を受けるとともに経営的な助言を行い、信用リスク分科会に状況を報告</p>	<p>及を図るため、原則として全ての借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内するとともに、民間金融機関（メインバンク）の支援体制等の確認を徹底したほか、地方公共団体や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動に取り組んでいる。</p> <p>新たな協調融資機関の拡大を図るため、協調融資制度に加入していない民間金融機関に対して訪問活動を実施するなど、併せ貸しの利用の向上に資するための取組を実施した結果、順調に協調融資機関数は増加しており、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができる体制整備を推進している。</p> <p>また、第 4 期目標期間中を通じて、機構と民間金融機関の連携・協調に向けた意見交換を積極的に実施しているが、民間金融機関との広範な連携を図る観点から、意見交換の相手先を全国銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会等にも拡大しての実施に取り組んでいる。</p> <p>○ 債権管理 債権悪化の未然防止として、毎年度、貸付先の決算に基づきイエローゾーン先の抽出を行ったうえで、経年のデータ分析を行い、分析結果及び実地調査先等に係る事例</p>
年度	件数	金額																								
平成 30 年度	785 件	139,965 百万円																								
令和元年度	805 件 (22 件)	157,829 百万円 (422 百万円)																								
令和 2 年度	9,478 件 (8,691 件)	486,733 百万円 (330,984 百万円)																								
令和 3 年度	7,642 件 (7,023 件)	324,950 百万円 (205,651 百万円)																								
令和 4 年度	4,584 件 (4,006 件)	201,093 百万円 (63,258 百万円)																								
計	23,294 件 (19,742 件)	1,310,570 百万円 (600,315 百万円)																								

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
(関連指標)
○政策融資によ

○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。

【医療貸付】

年度	件数	金額
平成 30 年度	79 件	116,433 百万円
令和元年度	106 件 (8 件)	124,715 百万円 (314 百万円)
令和 2 年度	20,863 件 (20,790 件)	1,376,786 百万円 (1,287,731 百万円)
令和 3 年度	3,248 件 (3,160 件)	291,326 百万円 (156,111 百万円)
令和 4 年度	1,275 件 (1,190 件)	199,248 百万円 (50,957 百万円)
計	25,571 件 (25,148 件)	2,108,508 百万円 (1,495,113 百万円)

【政策適合性及び重点化（災害対応含む）】#3

○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。

年度	件数
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資について、据置期間中無利子となるよう優遇内容を拡充 ・地域医療構想に基づいた病院の建築資金に係る貸付利率を基準金利同率とする融資制度の創設
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・防災や減災に係る融資制度の再編を行い、融資条件を統一化 ・激甚災害の指定を受けた大規模な災害の復旧を速やかに支援するため、激甚災害復旧資金を創設 ・新型コロナウイルス対応支援資金の融資を開始
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置を拡充 ・特別養護老人ホーム(定員 30 人以上)、介護老人保健施設及び介護医療院に係る老朽施設の改築整備について融資条件を拡充 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられる施設・事業について、優

した。

○ 債権悪化の未然防止として、毎年度、貸付先の決算に基づきイエローゾーン先の抽出を行ったうえで、経年のデータ分析を行い、分析結果及び実地調査先等に係る事例報告を信用リスク分科会において報告するとともに、関係部署にフィードバックした。

また、イエローゾーン先として継続的に管理している先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため実地調査等によるフォローアップ調査を実施し、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図ったほか、改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」について、チェックポイントの追加等の見直しを行うなど、経営改善に向けた取組を実施した。

○ 新型コロナウイルス感染症への対策として、REVIC と「病院等事業者に対する経営支援の連携協定」を締結し、福祉医療関係施設の経営状況が大幅に悪化した場合に備え、REVIC の経営ノウハウの提供等機能と機構の優遇融資を連携して、地域の医療・福祉サービスの提供体制の維持・強化を図る仕組みを構築した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既往貸付先については、最長 3 年 6 か月の元利金を返済猶予する措置を講じており、定期的に書面・電話等による運営状況や返済再開の見通し等のヒアリングを実施し、貸付先の状況に応じた支援を行った。

さらに令和 3 年度から新たな取組として、福祉医療施設の安定的な経営が継続的に可能となるよう、機構単独ではなく、民間金融機関、福祉医療関係団体及び地方公共団体等関係機関が連携した支援態勢の構築を図るため、以下の取組を開始した。

報告を信用リスク分科会において報告するとともに、関係部署にフィードバックするなど、組織内での共有を図っている。

また、イエローゾーン先として継続的にフォローしている先を中心に、経営改善状況や運営状況等を把握するための面談等を実施し、必要に応じて経営的な助言を行う等、リスク管理債権化の未然防止に取り組むとともに、改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」について、チェックポイントの追加等の見直しを行うなど、経営改善に向けた取組を実施した。

新型コロナウイルス感染症対策への対応としては、

・令和 2 年度に株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC) と協定を締結し、地域の医療・福祉サービスの提供体制の維持・強化を図る仕組みを構築、

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既往貸付先に対する返済猶予措置、

・令和 3 年度は、福祉医療施設の安定的な経営が継続的に可能となるよう、機構単独ではなく、民間金融機関、福祉医療関係団体及び地方公共団体等関係機関が連携した支援態勢の構築に取り組む、

など、関係機関との連携強化等を図り福祉医療事業者を支援するための体制構築に努

<p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図ること。</p>	<p>る施設整備実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込受理実績 ・審査実績 ・貸付契約実績 ・資金交付実績 <p>政策に即した優遇融資実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策への貢献度（整備定員数） <p>○災害対応実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会開催実績 ・個別融資相談会開催実績 ・訪問相談実績 ・借入申込受理実績 ・審査実績 ・貸付契約実績 ・資金交付実績 <p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図る。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○貸付制度周知広報活動実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別融資相談 	<p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図っているか。</p>	<table border="1" data-bbox="958 94 1626 636"> <tr> <td></td> <td> <p>遇措置を創設</p> </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置を延長 ・地域医療構想に基づく病院の統廃合の残債処理における既往貸付の繰上償還に伴う弁済補償金を免除 </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置を延長 ・感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置を創設 ・保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置を拡充 </td> </tr> </table> <p>【福祉医療貸付制度の周知・広報】#4</p> <p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を通じて地方公共団体等との連携強化を図るため、次の取組を行った。</p> <p>a 貸付業務の円滑な実施を推進するため、これまでの地方公共団体や関係団体へ出向いての説明に加え、令和2年度からは、概要説明動画の配信等オンラインでも融資制度のPRを行った。(実績：705回)</p> <p>b 関係団体主催のセミナーなどにおいて、機構職員による福祉医療施設の経営に係る講義に併せて融資制度の説明を行った。(実績：講義12回)</p> <p>c 医療関係団体をはじめ、周辺業界団体等にアプローチし、業界動向について情報収集のうえ、融資制度の説明を行った。(実績：131先)</p> <p>d 新型コロナウイルス対応支援資金について、大学病院等に電話・DM等でアプローチするとともに、希望する先については訪問し、具体的な相談を実施した。(実績：電話・DM105法人、訪問相談22法人)</p>		<p>遇措置を創設</p>	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置を延長 ・地域医療構想に基づく病院の統廃合の残債処理における既往貸付の繰上償還に伴う弁済補償金を免除 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置を延長 ・感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置を創設 ・保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置を拡充 	<p>a 民間金融機関に対して、コロナ禍における福祉医療施設を取り巻く環境や経営状況、与信判断や審査のポイントについて、意見交換や勉強会を通じて情報提供を行い、コロナ禍以後の民間金融機関による福祉医療施設に対する融資の円滑化に向けた対応を行った。</p> <p>b 福祉医療関係団体に対して、コロナ禍における福祉医療施設の経営状況について情報提供を行うとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、今後必要な融資条件について意見交換を行い、感染症対策を伴う施設整備に対する優遇融資制度を令和4年度から創設するなど、コロナ禍以後の施設整備の重点化を図った。</p> <p>c 地方公共団体の福祉医療施設整備担当者に審査のポイントや福祉医療施設の経営状況、行政担当者セミナー等の情報提供を行い、福祉医療施設が行政からの助言、支援を適時得られるよう対応を行った。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備、新子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備、病院の耐震化整備事業など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応して円滑な基盤整備を支援するとともに、民業補完の観点から協調融資制度の普及に努めた。</p> <p>また、債権管理においても、施設の維持・存続が機構の役割であることを踏まえ、貸出条件緩和等による積極的な支援とともに、債権区分別に適切な期中管理を実施した。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した福祉医療施設への支援を迅速かつ優先的に対応し、福祉医療施設の経営の安定化に貢献した。</p> <p>○ 以上のとおり、国の福祉医療政策に即して民間の福祉医療施設等の整備に対し</p>	<p>めている。</p> <p>○評価</p> <p>以上のとおり、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、新子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備、病院の耐震化整備事業など、利用者のニーズに迅速かつ的確に対応して円滑な基盤整備を支援するとともに、民業補完の観点から協調融資制度の普及に努めるとともに、債権管理においても、施設の維持・存続が機構の役割であることに鑑み、貸出の条件緩和等による積極的な支援や、債権区分別に適切な期中管理の実施に取り組んでいる。</p> <p>さらに、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した福祉医療施設に対して迅速に対応し、経営の安定化に大きく貢献するなど、国の福祉医療政策等に沿った政策融資が、非常に効果的かつ効率的に行われていることを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p>	
	<p>遇措置を創設</p>											
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置を延長 ・地域医療構想に基づく病院の統廃合の残債処理における既往貸付の繰上償還に伴う弁済補償金を免除 											
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置を延長 ・感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置を創設 ・保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置を拡充 											

<p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、民業補完の観点から協調融資の普及に努めること。</p>	<p>件数 ・訪問相談実績</p> <p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。</p>	<p>○ 融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。</p>	<p>e 感染症対策・耐震化・地域医療構想の達成に資するため、将来的に整備を検討している病院や新型コロナウイルス対応支援資金の利用を通して新たに機構融資先となった病院に対して、DM送付による融資制度の案内を行った。また、昨年度のフォローアップ先を含めて、訪問・Web会議システム・電話で具体的な相談を実施した。(実績：DM5,735先、相談150先)</p> <p>f 築後30年以上を経過し、建替時期が到来していると思われる介護関連施設(介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、ケアハウス)に対してDM送付による融資制度の案内を行ったうえで、訪問・Web会議システム・電話で具体的な相談を実施した。(実績：DM1,853先、相談78先)</p> <p>g 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</p> <p>【民間金融機関へのノウハウ等の提供】#5</p> <p>○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取組を行った。</p> <p>a 民間金融機関に対し、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等の経営指標や建設費等のデータ等を提供した。(実績：268回)</p> <p>b 全国地方銀行協会、厚生労働省及び財務省との意見交換会を開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組等について意見交換を行った。(実績：4回)</p> <p>また、民間金融機関との広範な連携を図るため、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会等との意見交換を開催した。(実績：34回)</p> <p>c 金融機関業務打合せ会議を開催し、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営サポートセンターと連携のうえ、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。(実績：10回) ・デフォルト先及び今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(以下「イエローゾーン先」という。)の特徴等を踏まえた与信判断のポイントについて講義を行った。(実績：10回) ・貸付先へのフォローアップ調査において得たイエローゾ 	<p>長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する取組を定めた中期計画を大幅に上回る実績を上げ、地域における福祉医療施設の基盤整備を支援することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行うこと。

また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行う。
 (関連指標)
 ○協調融資取組実績
 ・協調融資実績
 ・社会福祉施設及び医療関係施設に関するノウハウ及びデータ提供実績
 ・全国地方銀行協会等との意見交換会開催実績
 ・受託金融機関業務研修会開催実績

(4) 福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進する

(4) 利用者サービスの向上を図るため、施設整備計画の早期段階からの確かな融資相

○ 協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行っているか。

○ 施設整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直

ーン先の特徴やデフォルト分析の結果等について、民間金融機関に対して、福祉医療施設経営に関する情報・ノウハウの提供を推進する観点から、情報提供を行った。

d 民間金融機関の職員を対象に機構職員が福祉医療分野の経営環境や融資のポイントなどをテーマに講義を行った。
 (実績：7回)

【協調融資制度の充実と適切な運用】#6

○ 協調融資機関数については、上記②のとおり、中期計画(目標 65 機関)に対して 74 機関拡大した。

なお、機関数を拡大するため、民間金融機関の中央組織に制度周知を依頼するとともに、協調融資覚書未締結の 244 金融機関に対して DM 送付や電話等により、機構業務及び協調融資制度の説明を行った。

○ 協調融資の実績は、次のとおりである。

【福祉貸付】 (件、%)

	審査件数	協調融資件数	割合
平成 30 年度	785	233	29.7
令和元年度	781	251	32.1
令和 2 年度	787	244	31.0
令和 3 年度	619	196	31.7
令和 4 年度	578	198	34.3
計	3,550	1,122	31.6

【医療貸付】 (件、%)

	審査件数	協調融資件数	割合
平成 30 年度	79	62	78.5
令和元年度	98	65	66.3
令和 2 年度	73	56	76.7
令和 3 年度	88	75	85.2
令和 4 年度	85	64	75.3
計	423	322	76.1

【利用者サービスの向上】#7

○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組を行った。

a 借入申込者に対して、事業計画の妥当性や財務状況の分析等の機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行った。(相談実績：福祉貸付 607 件、医療貸付 522 件)

b 全国 7 ブロックにおいて、個別融資相談会 (37 回、融資

<p>ため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p> <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行う</p>	<p>談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施する。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○利用者サービス向上の取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別融資相談会開催実績 ・訪問相談実績 ・顧客満足度、有用度 ・審査処理期間 ・資金交付処理期間 <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行</p>	<p>しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施しているか。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区別に適切な期中管理を行っているか。</p>	<p>相談件数 474 件)を開催するとともに、新型コロナウイルスの感染状況に応じてオンラインによる個別融資相談(融資相談件数 565 件)を実施し、事業計画の早期段階から融資相談に応じることで、事業規模や償還計画に無理のない計画となるよう助言を行った。</p> <p>c 訪問相談の実施により、利用者のニーズや既存施設の老朽化等の状況を現地に赴くことでいち早く把握し、適切な助言を行った。(実績:218回)</p> <p>d 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込受理から貸付内定通知までの平均処理期間は福祉貸付 26.9 日、医療貸付 18.7 日となり、適正な手続を確保しつつ、迅速に実施した。</p> <p>e 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間は、福祉貸付 7.4 営業日、医療貸付 8.2 営業日となり、適正な手続を確保しつつ、迅速に実施した。</p> <p>【適切な期中管理の実施(災害含む)】#8</p> <p>○ 正常先・要注意先に対する債権管理の高度化等を図るため、財務状況等を継続的に注視すべきとして指定した平年度化モニタリング先等の管理については、「平年度化モニタリング先の業務手順マニュアル」に基づき、モニタリング先等から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてフォローアップ調査(112 貸付先)の実施により経営的な助言を行った。また、信用リスク分科会において、モニタリング先に係る状況を定期的に報告した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸付先及び災害等で被災した貸付先に対し、元利金返済猶予の措置を講じるなど、迅速かつきめ細やかに対応をした。</p> <p>○ 期中管理強化の観点から、破綻懸念先以下(貸付残高 1 億円以上)の貸付先について実地調査やオンラインによるバンクミーティング等を延べ 87 先に実施し、事業の運営実態を把握するとともに、経営改善につながるアドバイスを行った。</p> <p>○ 経営者による経営状況の的確な把握に資するため、経営サ</p>			
---	---	--	--	--	--	--

<p>こと。</p>	<p>う。 (関連指標) ○期中管理の実績 ・業況注視先の実地調査等の実施先数 ・災害返済猶予実績</p>	<p>○ リスク管理債権の発生要因等の分</p>	<p>ポートセンターと連携し、イエローゾーン先に対する調査時に、社会福祉法人の経営状況や特別養護老人ホームの人材確保に関する調査等に関するリサーチレポートを提供したほか、令和4年度からイエローゾーン先のうちリスクが高い先及び新規貸出条件緩和先に対して、貸付先の経営状況の改善に資する経営情報を提供するため「福祉医療サービス経営関連レポート」の送付(851先)を開始した。</p> <p>また、簡易経営診断ツールを用いて、同種施設の経営指標との比較結果を107貸付先に対して提示し、改善点についてアドバイスを行った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス対応支援資金により令和2年度以降、貸付先が大幅に増加したことを受け、適切な期中管理を実施するため、次の事項について見直しを図った。</p> <p>a 貸付先の決算書等の入力業務の見直し 貸付先の決算書等の入力業務について業務フロー・システムの見直し等により、アウトソーシングを前提とした各種態勢の整備を行い、業務プロセスの外部委託により効率的に業務を実施した。</p> <p>b 定型的業務対応に係るコールセンターの活用 各種届出・変更に係る一般的な問合せに対する電話対応や、決算書等の提出に係る問合せ対応・未提出先への提出依頼、貸付金返済に係る未入金先への支払案内業務等のインバウンド・アウトバウンドにわたる定型的な電話対応業務について、電話対応に習熟し品質の高い外部のコールセンターの活用を拡大した。</p> <p>c リスク特性の変化を踏まえたイエローゾーン先管理の見直し リスク管理債権化する恐れがある貸付先を把握するイエローゾーン等の仕組みについて、コロナ資金による無担保債権の増加を踏まえて保全状況の評価軸を加えることで、効率的・効果的なモニタリングを実施した。</p> <p>d 残高証明書の電子化 顧客サービスの向上及び残高証明書発行業務の効率化の観点から、残高証明書の電子交付を開始した。</p> <p>これらの取組とあわせて、派遣職員を含む人員体制の再配置を行うことで、機構職員を判断・指示業務等のマネジメントに集中させ、効率的・効果的な業務実施に努めた。</p> <p>【リスク管理債権に対する態勢の強化】#9</p> <p>○ 貸出条件緩和債権の管理について、経営支援機能を発揮する観点から、複数回の条件緩和を実施している貸付先へ実地</p>			
<p>(6) 債権悪化の未然防止を図</p>	<p>(6) 債権悪化の未然防止を図</p>					

るため、貸付債権のポートフォリオ分析的に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。

また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。

(7) 政策融資の

るため、貸付債権のポートフォリオ分析的に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。

また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。

(7) 政策融資の

析を行い、分析結果を貸付関係等にフィードバックするとともに、イエローゾーン先に対して定期的なモニタリングを実施するなど、効果的・効率的な債権管理に努めているか。

○ 政策融資の果た

調査による指導やバンクミーティング等を延べ112先に実施し、経営支援状況を信用リスク分科会に報告した。

○ 貸付先に係る事業報告書等を毎年度徴求のうえ、イエローゾーン先の抽出基準に基づき経年のデータ分析を行い、分析結果及び実地調査先等に係る運営状況等を信用リスク分科会に報告のうえ、関係部署にフィードバックした。

【債権悪化の未然防止】#10

○ イエローゾーン先として継続的に管理を実施している先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため、フォローアップ調査(364貸付先)及び電話等によるモニタリング(延べ1,316回)を実施し、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図った。

○ 改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」について、より効果的な計画を策定できるようにチェックポイントの追加等の見直しを行ったうえで、35貸付先に提供し、経営改善に向けた取組を実施した。

○ リスク管理債権が増加傾向にあるユニット型特養について、デフォルト分析等を行い、分析結果を信用リスク分科会に報告のうえ、関係部署にフィードバックした。また、分析結果を踏まえて、次年度から元金償還を開始する165貸付先に対して早期モニタリングを実施し、そのうち償還に懸念ありと判断した27貸付先については、再度モニタリングを行った。

《参考》各年度末の全体のリスク管理債権比率

年度	リスク管理債権比率	リスク管理債権	総貸付残高
平成30年度	3.17%	109,150百万円	3,445,935百万円
令和元年度	3.67%	125,250百万円	3,412,410百万円
令和2年度	5.48%	266,977百万円	4,873,874百万円
令和3年度	4.24%	223,201百万円	5,263,500百万円
令和4年度	4.81%	256,617百万円	5,335,299百万円

※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額(令和4年度末:3.44%183,684百万円)

※ 令和3年度以降の総貸付残高には、正常債権に係る未収利息を含む。

【経営が悪化した貸付先等への対応】#11

○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉

<p>果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めること。</p> <p>また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。</p>	<p>果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。</p> <p>また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○経営の悪化した貸付先等への対応実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出条件緩和実績 ・法的措置等による債権回収実績 	<p>すべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めているか。</p> <p>○ き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。</p>	<p>施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の期限到来後においても、引き続き対応方針を変えることなく適正に対応した。</p> <p><貸出条件緩和の実績> (件)</p> <table border="1" data-bbox="958 405 1644 730"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>貸付先数</th> <th>資金数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>161</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>188</td> <td>275</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>198</td> <td>301</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>196</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>211</td> <td>321</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>954</td> <td>1,433</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を実施するとともに、必要に応じて施設経営に関する支援を講じるなど、更なる経営悪化の防止を図った。</p> <p>【債権保全措置の的確な実施】#12</p> <p>○ き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸付条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債権保全措置を講じるなど、適切に対応した。</p>	年度	貸付先数	資金数	平成 30 年度	161	265	令和元年度	188	275	令和 2 年度	198	301	令和 3 年度	196	271	令和 4 年度	211	321	計	954	1,433			
年度	貸付先数	資金数																									
平成 30 年度	161	265																									
令和元年度	188	275																									
令和 2 年度	198	301																									
令和 3 年度	196	271																									
令和 4 年度	211	321																									
計	954	1,433																									

<p>(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施すること。(第3期中期目標期間実績(平成25年度から平成28年度実績をいう。以下同じ。)平均:98回)</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加さ</p>	<p>(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加さ</p>	<p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 協調融資金融機関数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>【福祉医療貸付制度の周知・広報】#13</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>【協調融資金融機関数】#14</p> <p>○ 上記②のとおり。</p>			
---	---	---	--	--	--	--

<p>せること。 （第3期中 期目標期間 実績：49機 関（年度平 均 12.3 機 関））</p> <p>③ 正常先及び 要注意先 のうち今後 リスク管理 債権化する 恐れのある 貸付先に係 る実地調査 等を毎年度 55 貸付先以 上に実施す ること。（平 成 27 年度及 び平成 28 年 度実績平均： 48 貸付先）</p>	<p>せる。</p> <p>③ フォローアッ プ調査につい ては、正常先及 び要注意先の うち今後リス ク管理債権化 する恐れのある 貸付先に係 る実地調査等 を毎年度 55 貸 付先以上に実 施する。</p>	<p>○ 今後リスク管理 債権化する恐れのある 貸付先（イエロ ーゾーン先）に係る 実地調査等の実施 先数について、中期 計画を達成してい るか。</p>	<p>【実地調査等の実施先数】#15</p> <p>○ 上記③のとおり。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務】#16</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に支 障がある福祉医療関係施設の事業者に対する経営資金（長期 運転資金）について、優遇融資を実施した。また、国の福祉 医療政策と緊密に連携し、国の策定した補正予算等の内容に ついて、厚生労働省と調整のうえ、優遇融資の条件を拡充し、 機構ホームページに公表するとともに、福祉医療関係団体に 周知を依頼し、新聞や報道機関等に対しても積極的に PR を 行った。</p> <p>○ 新型コロナウイルスに係る優遇融資については、政府によ る緊急事態宣言の発令等により、電話相談や申請の件数が急 激に増加したことを受けて、新型コロナウイルス対応支援資 金に対応する専任組織である「新型コロナウイルス対策融資 業務室」（現在の「新型コロナウイルス対応支援室」）を設置 するとともに、「専用コールセンター」を開設するなど、逼 迫する医療機関等の資金繰り支援に対し迅速に対応するた めの体制を整備した。また、緊急を要することから、貸付業務 の基幹システムに連携させる新型コロナウイルス対応支援資</p>			
--	---	---	---	--	--	--

金に係るサブシステムを新たに構築することにより、事務処理期間の短縮を図った。

- 感染状況の変化を踏まえ、新型コロナウイルス対応支援資金の適切な利用や支援の観点から、施設の状況、資金使途や返済計画等を十分に確認するため「調査課」を創設した。
- 国からの要請を受け、福祉医療関係施設の経営状況が大幅に悪化した場合への備えとして、株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC) の経営ノウハウの提供等機能と機構の優遇融資との連携を図るため、REVIC と「病院等事業者に対する経営支援の連携協定」を締結した。
- コロナ禍以後の民間金融機関による福祉医療施設に対する融資が円滑に進むようコロナ禍における福祉医療施設を取り巻く環境や経営状況、与信判断や審査のポイントについて、意見交換や勉強会を通じて、民間金融機関に対して、情報提供を行った。
- 福祉医療関係団体に対して、コロナ禍における福祉医療施設の経営状況について、情報提供を行うとともに、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、今後必要な融資条件について、意見交換を実施し、感染症対策を伴う施設整備に対する優遇融資制度を令和4年度から開始した。
- 新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付審査の実績は、次のとおりである。

【福祉貸付】 (単位：件、百万円)

年度	件数	金額
令和元年度	22	422
令和2年度	8,691	330,984
令和3年度	7,023	205,651
令和4年度	4,006	63,258
計	19,742	600,315

【医療貸付】 (単位：件、百万円)

年度	件数	金額
令和元年度	8	314
令和2年度	20,790	1,287,731
令和3年度	3,160	156,111
令和4年度	1,190	50,957
計	25,148	1,495,113

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより返済猶予の申し出があった貸付先に対して返済猶予等の支援を実

			<p>施し、令和4年度末までに延べ385先(521資金)となった。</p> <p>6か月の返済猶予期間到来後は、貸付先の要望及び経営状態等を勘案し必要な支援を実施しており、引き続き返済再開が困難な346先495資金(延べ数)に対して返済猶予の延長を行った。なお、猶予から返済の再開に至った先は99先133資金となった。</p> <p>○ 新型コロナウイルス対応支援資金により貸付金が大幅に増加したことに伴い、令和4年3月期から、建築資金を主体とする通常の融資と新型コロナウイルス対応支援資金にグルーピングしたうえで、貸倒引当金を適正に計上した。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	福祉医療経営指導事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 723

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
セミナーの延べ受講者数（計画値）	延べ16,200人以上	-	3,240人以上	3,240人以上	3,240人以上	3,240人以上	3,240人以上 (16,200人)		予算額（千円）	316,221	422,019	479,467	455,869	461,795
セミナーの延べ受講者数（実績値）	-	3,808人	4,072人 (4,072人)	3,496人 (7,568人)	-	-	-		決算額（千円）	422,083	451,125	420,586	503,816	542,861
達成度	-	-	125.7%	107.9%	-	-	-		経常費用（千円）	401,775	483,796	467,795	475,412	448,026
リサーチレポート件数（計画値）	延べ80件以上	-	16件以上	16件以上	16件以上	16件以上	16件以上 (80件)		経常利益（千円）	0	0	0	0	0
リサーチレポート件数（実績値）	-	20件	17件 (17件)	23件 (40件)	19件 (59件)	20件 (79件)	19件 (98件)		行政コスト（千円）	-	697,159	467,795	475,412	448,026
達成度	-	-	106.3%	143.8%	118.8%	125.0%	118.8%		行政サービス実施コスト（千円）	157,995	-	-	-	-
マスコミの引用回数（計画値）	延べ340回以上	-	68回以上	68回以上	68回以上	68回以上	68回以上 (340回)		従事人員数	30.41人	32.53人	33.32人	37.73人	30.87人
マスコミの引用回数（実績値）	-	78回	133回 (133回)	145回 (278回)	129回 (407回)	143回 (550回)	149回 (699回)							
達成度	-	-	195.6%	213.2%	189.7%	210.3%	219.1%							

経営診断の実施回数（計画値）	延べ 1,710 件以上	—	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上							
経営診断の実施回数（実績値）	—	429 件	372 件 (372 件)	375 件 (747 件)	418 件 (1,165 件)	411 件 (1,576 件)	400 件 (1,976 件)							
達成度	—	—	108.8%	109.6%	122.2%	120.2%	117.0%							

※ セミナー延べ受講者数について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度及び令和 3 年度は実施できず、令和 4 年度は受講者の集合を伴う会場での開催は一部のみとしたため、定量的指標から除外。

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
2 福祉医療経営指導事業 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。 こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な	2 福祉医療経営指導事業 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。 こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる	<主な定量的指標> ① 中期目標期間におけるセミナーの延べ受講者数を16,200人以上とする。 ② 中期目標期間における施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)を80件以上公表する。 ③ 中期目標期間において、リサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を340回以上とする。 ④ 中期目標期間において経営診断の実施件数を延べ1,710件以上とする。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 中期目標期間におけるセミナーの延べ受講者数については、7,737人となった。ただし、新型コロナウイルスの影響により、集合セミナーが開催できなかった令和2年度から令和4年度までは、評価の対象外としている。 (参考：対象2か年度平均3,784人) ② 中期目標期間における施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)の公表数については、98件となり中期計画を達成した。 ③ 中期目標期間におけるリサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数については、699回となり中期計画を達成した。 ④ 中期目標期間における経営診断の実施件数については、1,976件となり中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：A ○ セミナーについては、平成30年度及び令和元年度は、年度計画(3,240人)を上回る延べ受講者数(平均3,784人)を達成した。令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスの足元の感染拡大状況を踏まえ、集合形式での開催を見送り、代替としてオンラインセミナーを配信した。令和4年度は、試行的な取組として集合形式とオンライン配信の併用により、2セミナーを開催した。 なお、オンラインセミナーのログイン数は3か年度合計で32,260件に上り、集合形式でのセミナーの開催に制約がある状況下においても、福祉医療施設の経営を支援するための情報の提供に努めた。 セミナーの内容については、「質の高い効率的な医療提供体制の維持」や「介護における生産性向上の取組と人材確保」に焦点を当てるなど幅広い視点に立ったテーマを設定するとともに、「経営管理の基礎となる予算の作り方」に係るテーマを設定するなど、受講者の経営管理等に有用な講義となるよう内容の充実を図った。 さらに、機構によるリサーチ結果やコンサル事例等に基づき、機構職員による講義を実施するとともに、施設整備や経営管理に関する優良実践事例についての講義を行うなど、機構の独自性を発揮することができた。 ○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、施設の経営状況や特別養護老人ホーム、保育所、障害福祉サービス事業所等各施設の人材確保に関する調査結果など、計98件を作成し、プレスリリース及び機構ホー	評定 A	<評定に至った理由> ○セミナー セミナーについては、平成30年度及び令和元年度は、年度計画を上回る延べ受講者数を達成した。一方、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、集合形式による開催ができない中、オンラインセミナーに切り替えて開催するなど、コロナ禍においても幅広く福祉医療施設の経営支援等に関する情報提供に努めたことについて高く評価できる。 セミナーのテーマについても、受講者の経営管理等に有用な講義となるよう、幅広い視点に立ったテーマを設定しており、福祉医療施設の経営を支援する情報発信に努めている。さらに、機構が保有するノウハウを活かし機構職員による施設整備や経営管理に関する優良事例等の講義を行うなど、機構の独自性を発揮した取組を実施している。 ○経営状況に関する調査・分析結果及び公表 各福祉医療施設の経営状況に関する調査・分析結果については、機構ホームページ等で公表したところ、多くのマスコミの記事・論文等に引	<評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載) <今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載) <その他事項>	

<p>知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。</p>	<p>正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。</p> <p>(関連指標) ○セミナーのサ</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ セミナーについて、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。</p>	<p>【セミナーにおける情報提供等の内容の充実】 #17</p> <p>○ セミナーについては、機構によるリサーチ結果やコンサル事例等に基づき、機構職員による講義を実施するとともに、施設整備や経営管理に関する優良実践事例についての講義を行うなど、機構の独自性を発揮した。</p> <p>また、地域共生社会の実現に向けた包括的支援のあり方や、多様なニーズへの対応と地域づくりに焦点を当てたセミナーを開催するとともに、医療従事者の働き方改革をはじめとした人材マネジメント、業務改善事例等を盛り込むなど、各年度において時宜を得た政策動向に関する情報を提供し内容の充実を図った。</p> <p>これらの結果、平成30年度及び令和元年度の2か年で合計38回の集合セミナーを実施し、受講者アンケートによる有用度は平均97.7%となった。</p> <p>○ 令和2年度から令和4年度までにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染拡大リスクを考慮して、集合形式からオンライン配信に切り替えて開催した。</p> <p>オンラインセミナーでは、質の高い効率的な医療提供体制の維持や、介護における生産性向上の取組と人材確保に焦点を当てるなど幅広い視点に立ったテーマを設定するとともに、</p>	<p>ムページで公表したところ、マスコミの記事・論文等に699回引用されており、一定の評価を得ることができた。</p> <p>○ 地方公共団体や社会福祉協議会等に機構職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演を行うとともに、社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、外部媒体で執筆するなど、福祉医療施設の経営基盤強化を支援するための取組を推進した。</p> <p>○ 書面による経営診断については、小規模多機能型居宅介護事業等4種類を新たに対象施設として追加するなど分析内容の充実を図った。また、個別支援プログラムについては、新たに「介護医療院移行支援プログラム」や「人事給与分析プログラム」を開発し、運用を開始した。</p> <p>これらの取組により、各年度の個別経営診断件数は目標を上回っており、施設の健全経営を支援することができた。</p> <p>○ 以上のとおり、定性面においては、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・プレスリリース等により有益な情報を幅広く提供することができた。</p> <p>また、調査・分析や経営診断にあたっては、機構が保有する貸付先等から提供された固有データを有効に活用することにより、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる福祉医療施設経営に資する取組を実施した。</p> <p>定量面においては、新型コロナウイルス感染症の影響により計画どおり実施できなかったセミナーを除いた全ての指標で目標値を達成するとともに、計画を大幅に上回る実績を上げることができた。</p> <p><課題と対応></p>	<p>用されており、一定の評価を得られていることが認められる。</p> <p>また、地方公共団体や関係団体等に機構職員による、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演や、福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため執筆するなど、福祉医療施設の経営基盤強化の支援に取り組んだ。</p> <p>○経営診断 経営診断については、 ・書面による経営診断について、対象施設を新たに追加するなど分析内容の充実を図り、 ・個別支援プログラムについては、新たに「介護医療院移行支援プログラム」や「人事給与分析プログラム」の開発及び運用開始、等を実施した結果、各年度の個別経営診断の件数は目標を上回っており、施設の健全経営に資する取組を行っている。</p> <p>○評価 定量面では新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった令和2年度及び3年度のセミナーを除く全ての指標について、大きく目標値を上回っており、定性面においても、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの</p>
---	--	--	---	--	---

<p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。</p>	<p>ービス向上取組実績 ・開催回数 ・セミナー有用度</p> <p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するため、調査・分析結果の利活用の促進に努める。 (関連指標) ○ 福祉医療分野における情報提供実績 ・講師派遣回数 ・外部媒体執筆件数 ・社会福祉法人経営動向調査モニター法人</p>	<p>○ 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行っているか。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努めているか。</p>	<p>経営管理の基礎となる予算の作り方に係るテーマを設定するなど、受講者の経営管理等に有用な講義となるよう内容の充実を図った。</p> <p>これらの結果、令和2年度から令和4年度までのオンラインセミナーの延べログイン数は32,260件となり、受講者アンケートによる有用度については平均96.8%となった。</p> <p>○ 社会福祉法人の監査・指導を行う行政担当者等を対象として、社会福祉法人の制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントについて、機構職員を講師とした「行政担当者向け事業者支援セミナー」を地方公共団体と共催し、社会福祉法人支援の高度化に資する情報提供を行った。(実績：延べ9都道府県、受講者数400人)</p> <p>【施設の経営基盤強化に向けた支援の取組】#18</p> <p>○ 施設及び運営法人の経営を支援するため、人材確保に関するアンケート調査等を実施するとともに、施設の経営状況やアンケート結果に関するリサーチレポート等を作成のうえ、プレスリリースし、機構ホームページで公表した。(実績：98回)</p> <p>○ 社会福祉法人の課題や経営状況を定期的に把握するため、「社会福祉法人経営動向調査」を実施(実績：24回、調査対象平均538.1法人)した。また、病院及び病院を運営する医療法人の課題や経営状況の実感を定期的に把握するため、「病院経営動向調査」を実施(実績：20回、調査対象平均359.5病院)した。</p> <p>○ これらのリサーチ結果の公表により、マスコミに699回記事として引用された。</p> <p>○ 地方公共団体や社会福祉協議会等に職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演を行った。(実績：合計166回、うちオンライン配信26回)</p> <p>○ 社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員(厚生労働省)、社会福祉法人経営指導強化事業検討委員会(厚生労働省)、高齢者福祉事業経営委員会(全国社会福祉法人経営者協議会)など、国等が設置する有識者会議等に、機構職員が構成員として参画した。(実績：38会議)</p> <p>○ 社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、外部媒体に執筆した。(実績：119本)</p> <p>○ 顧客サービス向上の観点から、WAM NET 基盤を活用し</p>	<p>特になし。</p>	<p>公表等により有益な情報を幅広く提供するなど、独自の取組による安定的かつ効率的な施設の運営支援に努め、多岐に渡る取組を実施し官民間問わず有益な情報を提供していることを総合的に勘案し、「A」評価とする。</p>
--	--	---	--	--------------	--

<p>(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。</p>	<p>数</p> <p>(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○経営診断のサービス向上取組実績</p> <p>・経営診断有用度</p>	<p>○ 経営診断について、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。</p>	<p>て福祉医療貸付事業の貸付先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」(無料診断) サービスを提供し、施設経営者への支援を行った。(対象施設: 特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所・認定こども園、病院、介護老人保健施設/利用件数: 全 9,512 件)</p> <p>【診断・支援の手法・内容の充実】 #19</p> <p>○ 個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援として、経営診断を合計 1,976 件実施した。また、経営診断の利用者に対するアンケートでの有用度は、平均 99.6% であった。</p> <p><第4期中期目標期間合計></p> <table border="1" data-bbox="952 674 1567 999"> <thead> <tr> <th>経営診断メニュー</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営診断</td> <td>1,904 件</td> </tr> <tr> <td>経営分析プログラム</td> <td>21 件</td> </tr> <tr> <td>個別支援プログラム</td> <td>39 件</td> </tr> <tr> <td>人事給与分析プログラム</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>介護医療院移行支援プログラム</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,976 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 書面による経営診断について、小規模多機能型居宅介護事業等 4 種類を対象施設として新たに追加し、診断種類の充実を図った。</p> <p>○ 個別支援プログラムについては、法人・施設の個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を提示するとともに、制度改正への対応や人事体系の構築を支援するため、新たに令和元年度から「人事給与分析プログラム」、令和 3 年度から「介護医療院移行支援プログラム」を開発し、運用を開始した。</p> <p>○ 地域医療構想の推進等を支援するため、次のとおり、国や地方公共団体等からの業務を受託した。</p> <table border="1" data-bbox="928 1539 1650 1906"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>委託元</th> <th>受託業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成 30 年度</td> <td>和歌山県</td> <td>公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託</td> </tr> <tr> <td>全国更生保護法人連盟</td> <td>継続保護事業を営む更生保護法人等の経営分析業務</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和元年度</td> <td>和歌山県</td> <td>公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託</td> </tr> <tr> <td>法務省</td> <td>更生保護施設等更生保護関係</td> </tr> </tbody> </table>	経営診断メニュー	実績	経営診断	1,904 件	経営分析プログラム	21 件	個別支援プログラム	39 件	人事給与分析プログラム	11 件	介護医療院移行支援プログラム	1 件	合計	1,976 件	年度	委託元	受託業務	平成 30 年度	和歌山県	公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託	全国更生保護法人連盟	継続保護事業を営む更生保護法人等の経営分析業務	令和元年度	和歌山県	公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託	法務省	更生保護施設等更生保護関係			
経営診断メニュー	実績																																
経営診断	1,904 件																																
経営分析プログラム	21 件																																
個別支援プログラム	39 件																																
人事給与分析プログラム	11 件																																
介護医療院移行支援プログラム	1 件																																
合計	1,976 件																																
年度	委託元	受託業務																															
平成 30 年度	和歌山県	公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託																															
	全国更生保護法人連盟	継続保護事業を営む更生保護法人等の経営分析業務																															
令和元年度	和歌山県	公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託																															
	法務省	更生保護施設等更生保護関係																															

(4) 福祉医療経営 指導事業に関 する評価につ	(4) 福祉医療経営 指導事業に関 する評価につ					団体の活動に係る民間資金の 活用のための実態調査等業務				
					東京都	施設・居住系サービス事業者運 営状況調査				
					令和 2年度	和歌山県				公的病院の再編・ネットワー ク化に係る経営分析等業務委託
						大分県				地域医療構想セミナー開催事 業委託業務
						横浜市				医師等の働き方改革に向けた 取組支援事業業務
					令和 3年度	北海道置戸町				養護老人ホーム及び特別養護 老人ホームの経営分析支援業 務に係るコンサルティング業務
						一般社団法人 東京都病院協会				新型コロナウイルス感染症下 における東京都の病院の運営状 況と補助金等経営支援の状況 に関する調査
						厚生労働省 医政局				医療機関における医師作成文 書等の運用並びに事務負担等 に関する調査・研究事業
										都道府県における医療勤務環 境改善に関する令和 2 年度活 動実績及び令和 3 年度活動計 画に係る集計分析業務
					令和 4年度	厚生労働省 医政局				都道府県における医療勤務環 境改善に関する令和 3 年度活 動実績及び令和 4 年度活動計 画に係る集計分析業務
						一般社団法人 東京都病院協会				新型コロナウイルス感染症下 における東京都の病院の運営状 況
						東京都				施設・居住系サービス事業者運 営状況調査
						横浜市				歯科口腔保健推進計画の策定 支援業務

<p>いて、以下の指標を設定する。</p> <p>① セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とすること。(第 3 期中期目標期間実績: 12,926 人 (年度平均 3,232 人))</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表すること。(平成 26 年度から平成 28 年度実績: レポート公表 47 件 (年度平均 15.7 件))</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回</p>	<p>いて、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とする。</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表する。</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回</p>	<p>○ セミナーの延べ受講者数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果の公表件数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>【セミナーの延べ受講者数】 #20</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>【リサーチレポートの公表件数】 #21</p> <p>○ 上記②のとおり。</p> <p>【マスコミの記事・論文等の引用回数】 #22</p> <p>○ 上記③のとおり。</p>			
---	--	---	--	--	--	--

<p>以上とすること。(平成26年度から平成28年度実績:記事等引用回数199件(年度平均66.3件))</p> <p>④ 経営診断については、中期目標期間において延べ1,710件以上の診断を実施すること。(第3期中期目標期間実績:1,363件(年度平均340.8件))</p>	<p>以上とする。</p> <p>④ 経営診断については、中期目標期間において延べ1,710件以上の診断を実施する。</p>	<p>○ 経営診断の実施延べ件数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>【経営診断の実施延べ件数】#23</p> <p>○ 上記④のとおり。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務>#24</p> <p>○ セミナー年間実施計画に基づくセミナーに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとした期中の経営環境の変化を踏まえ、福祉医療施設の経営支援のため、「新型コロナウイルス対策経営セミナー」、「高齢者施設政策・経営セミナー」をオンラインで配信した。</p> <p>「新型コロナウイルス対策経営セミナー」は、福祉・医療の現場での不安やストレスに適切に向き合い、with/afterコロナを踏まえた今後の経営や安定した組織運営の在り方に関する講義を行った。</p> <p>また、「高齢者施設政策・経営セミナー」は、令和3年4月の介護報酬改定で義務付けられた新型コロナウイルス感染症対策や災害対応など、最新の話題に関する講義を行った。</p>			
---	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	社会福祉振興助成事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第7号及び第8号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号718・723

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
平均処理期間（計画値）	22日以内	—	22日以内	22日以内	22日以内	22日以内	22日以内		予算額（千円）	954,168	906,842	844,336	13,189,918	1,537,769
平均処理期間（実績値）	—	20.9日	18.5日	18.3日	20.7日	17.0日	17.3日		決算額（千円）	973,246	888,390	856,860	812,114	1,433,801
達成度	—	—	118.9%	120.2%	106.3%	129.4%	127.2%		経常費用（千円）	972,967	894,110	854,204	811,618	1,458,813
助成事業の利用者満足度（計画値）	最高評価の率 60%以上	—	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上		経常利益（千円）	△95	△1	△9,668	△81	△180
助成事業の利用者満足度（実績値）	—	62.3%	65.8%	67.4%	69.5%	66.1%	67.3%		行政コスト（千円）	—	1,034,509	854,204	811,618	1,458,813
達成度	—	—	109.7%	112.3%	115.8%	110.2%	112.2%		行政サービス実施コスト（千円）	641,786	—	—	—	—
									従事人員数	6.90人	6.97人	6.77人	6.22人	7.06人

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
3 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社	3 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社	<主な定量的指標> ① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とする。 ② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を60%以上とする。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は、毎年度22日以内を維持(平均18.4日)し、中期計画を達成した。 ② 助成先団体の助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施した結果、毎年度60%を上回る(平均67.2%)利用者から「とても満足」との回答を得て、中期計画を達成した。 【助成方針の策定・公表】#25 ○ 毎年度、助成事業の募集にあたり、政策動向や国民ニーズ、前年度の助成事業の事後評価結果、今年度の助成事業の実施状況を踏まえ、国と協議のうえ毎年度「社会福祉振興助成事	<評定と根拠> 評定：B ○ 各年度助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえ、国と協議のうえ募集要領を策定・公表することで、政策的に必要なテーマに重点化して募集することができた。 ○ 各年度、事業評価の実施とともに、審査・評価委員会委員の意見や前年度助成事業の事業完了時に提出された助成先からの意見・要望の集約、さらには、社会の変化に伴い新たに発生した課題にも対応することを踏まえ、要望書様式や助成テーマの見直しのほか、助成事業の対象経費や要件などの見直しを行った。 ○ 助成事業の選定にあたっては、国及び審査・評価委員会の了承を得たうえで公表した募集要領に基づき、同委員会において審査・採択し、公正性、客観性及び透明性を確保することができた。 ○ 中期目標期間における助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は18.4日となり、中期計画の目標値(22日以内)を上回る実績を上げることができた。 ○ 各年度助成事業の全ての助成先団体に対して進捗状況の確認調査を実施し、事業の実施状況についてフォローを行った。 ○ 助成金の不正受給や不正使用の防止の観点から、完了報告時におけるチェックに加え、監査部門との連携によるチェック体制を継続するとともに、不正が明らかになった場合の対応として、機構が団体名等を公表できる旨を内定団体向けの事業実施説明動画において説明するなど、助成先団体のガバナンス強化を図った。 ○ 各年度の助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した	評定 B <評定に至った理由> ○平均処理期間 中期計画の目標指標である助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は、第4期中期目標期間中(令和3年度まで)の平均で、目標を上回る実績をあげている。 ○助成先のフォロー・ガバナンス強化 各年度助成事業の全ての助成先団体に対して事業の実施状況のフォローに努めている。 また、助成金の不正受給や不正使用の防止の観点から、事業完了時の完了報告におけるチェックに加え、監査部門と連携したチェック体制を継続するとともに、不正が明らかになった場合は機構が団体名等を公表できる旨を、内定団体向けの事業実施説明動画において説明するなど、助成先団体に対するガバナンス強化が図られている。 ○利用者の満足度 助成先団体を実施する事業の利用者満足度は、67.2%の利用者から最高評価である「とても満足」との回答を得ており(中期目標期間における達成度平均112.0%)、	評定 <評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載) <今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載) <その他事項>		

<p>会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。</p>	<p>会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。 (関連指標) ○募集及び採択実績 ・募集及び採択の件数・金額 ○募集等に係る周知実績 ・周知活動回数(メールマガジン、Twitter、Facebook等) ○他団体との連携・協働による効果 ・新たに他団体・関係機関等との連携の効果があつた事業の割合</p>	<p>策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定しているか。</p>	<p>業募集要領」を策定し、公表した。</p> <p>○ 令和3年度事業から、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した課題等に対応する事業については、審査における採点時に加点する枠組みを設けた。また、令和4年度事業では、社会の変化に伴い新たに発生した課題にも対応するため、近年増加しているヤングケアラーへの支援などを踏まえ、助成テーマの見直しを行ったほか、事業の発展性が期待できるものについては2か年にわたり採択することや正職員の人件費の一部を対象経費とするなどの見直しを行った。</p> <p>○ モデル事業では、社会課題が一層複雑化する中、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウや連携体制をもとに、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的とした。また、募集にあたっては、毎年度、事業評価結果及び審査・評価委員からの助言を踏まえ、要件の明確化や見直しを行った。</p> <p>○ 当初予算による助成に加え、補正予算等で次の助成を行った。</p> <p>a 令和3年度補正予算にて、新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援活動を実施する団体に対し助成することとし、国と協議のうえ「令和3年度社会福祉振興助成事業募集要領」(コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業)を策定、公表し助成を行った。</p> <p>b 令和4年度予備費にて、新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援活動を実施する団体に対し、前年度に加えて助成を行った。</p> <p>c 令和4年度補正予算にて、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者、生活困窮家庭の子ども等への支援活動を実施する団体に対し助成することとし、国と協議のうえ「令和4年度社会福祉振興助成事業募集要領」(コロナ禍における生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等の支援に係る民間団体活動助成事業)を策定し、公表した。</p> <p>○ 各年度における助成実績は、次のとおりである。 (括弧書はモデル事業の再掲)</p> <p><助成実績> (金額の単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="923 1843 1656 1917"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">募 集</th> <th colspan="2">採 択</th> <th colspan="2">交 付</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	募 集		採 択		交 付		件数	金額	件数	金額	件数	金額								<p>評価方針に基づき、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価にあたっては、助成先団体との対話やスコアリング評価の手法を用いるなど効果的かつ効率的に実施するとともに、委員によるヒアリング評価については複数の委員で協議して評価を決定することにより、評価結果の精度や客観性の向上を図った。</p> <p>また、事後評価結果については報告書として取りまとめ、審査・評価委員会の了承を得たうえで公表し、特に優れた助成事例について、機構ホームページ等で広く周知した。</p> <p>○ 以上のとおり、当該事業内においてPDCAサイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現している。助成事業の成果(効果)については、助成先団体が実施する事業の利用者(エンドユーザー)を対象とした満足度調査を実施した結果、67.2%の利用者から最高評価である「とても満足」との回答を得ており(中期目標期間における達成度平均112.0%)、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーに対する高い効果(満足度)を確認することができた。</p> <p>また、助成先団体のうち、80%以上の団体から「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があつた」との回答があり、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>助成先団体のみならず、助成事業の利用者からも高い評価を受けていると言える。</p> <p>また、助成先団体に対する調査で80%以上の団体から「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があつた」との回答を受けており、助成事業の実施による着実な波及効果を確認できた。</p> <p>○追加対応措置 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立に陥る危険性が高い生活困窮者や引きこもり状態にある者等に対する支援を実施する団体に対する支援策として、令和3年度補正予算(令和4年度に繰越)において、事業規模を拡大して助成事業の募集及び採択を実施するなど、緊急的な国の政策動向に着実に対応している。</p> <p>○事後評価 各年度の助成事業の事後評価については、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施し、特にヒアリング評価にあたっては、助成先団体との対話やスコアリング評価の手法を用いるなど効果的かつ効率的に実施し、複数の委員で協議して評価を決定するなど、評価結果の精度や客観性の向上に取り組んでいる。</p>	
年度	募 集		採 択		交 付																					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																				

平成 30年度	497 (69)	2,163 (285)	163 (13)	622 (32)	160 (13)	608 (32)
令和 元年度	505 (145)	2,612 (1,069)	139 (4)	624 (31)	136 (4)	608 (31)
令和 2年度	427 (59)	2,048 (442)	143 (5)	618 (40)	141 (5)	608 (40)
令和 3年度	605 (83)	3,111 (671)	133 (7)	619 (57)	132 (7)	609 (57)
令和 3年度 補正予算	214	1,390	70	466	70	465
令和 4年度	497 (56)	2,745 (495)	126 (7)	612 (68)	124 (7)	609 (68)
令和 4年度 予備費	-	-	21	126	21	125
令和 4年度 補正予算	208	1,258	89	501	-	-
令和 5年度	429 (50)	2,352 (445)	119 (6)	601 (65)	- (-)	- (-)
計	3,382 (462)	17,679 (3,407)	1,003 (42)	4,789 (293)	784 (36)	3,632 (228)

※令和4年度予備費事業については、令和3年度補正予算事業の応募団体から採択を行った。

- 毎年度、助成事業に係る募集をメールマガジン、Facebook、募集説明動画等で周知した。
その他、WAM助成の年間を通じた事業の周知及び利用促進を図るため、内閣府「NPOホームページ」へのWAM助成バナーの設置を継続するとともに、WAM助成普及用チラシ及びポスターに加え、新たにWAM助成普及用パンフレットを作成し、全国の行政機関、社会福祉協議会、NPO支援センター等に配布した。
- 助成先団体による事業実績（784事業）のうち、「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」とする助成先団体が83.9%（658事業）、「事業完了後も連携を継続していく見込み」とする助成先団体が94.3%（739事業）との回答を得た。また、連携にあたっては、行政・社会福祉協議会・大学・企業等の多機関による強みを活かした連携や、地域内の行政・企業等との連携に加えて地域外の支援団体との広域ネットワークを構築した連携などの事例がみられた。

また、評価結果報告書は公表するだけでなく、特に優れた助成事例について、機構ホームページやWAM助成eライブラリー等で広く周知に努めている。

○申請手続き等の効率化
申請手続き等については、機構ホームページを通じてオンライン手続きが可能になるなど簡素化を図り、また、審査・評価委員と機構間で審査や事業評価に係る連絡・調整をする際のデータ授受等を安全に行うための連絡システムの充実化を図るなど、事業全体の効率化に努めている。

○評価
定量的な目標達成に加え、継続して評価手法の改善や優良事例の周知に努め、また助成事業を通じて助成団体内外に対して波及する効果を上げるなど、効果的な助成ができており、所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする

<p>(2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図ること。</p> <p>なお、効率化にあたっては、「IT 利活用に係る基本指針」(平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえること。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。</p> <p>また、助成期間後の助成先法人等の活動</p>	<p>(2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。</p> <p>なお、効率化にあたっては、「IT 利活用に係る基本指針」(平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえることとする。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させる。</p> <p>また、助成期間後の助成先法人等の活動</p>	<p>○ 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図っているか。</p> <p>○ 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させているか。</p> <p>○ 助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資す</p>	<p>【助成金申請業務の効率化】 #26</p> <p>○ 助成金申請業務については、採択団体別に機構専任担当者を配置し、細やかな調整事項に対応できる体制を構築していることに加え、内定事務説明動画の配信等により、採択団体が円滑に助成金申請手続きを行えるようにするなど、助成金申請の受理から交付までの平均処理期間の短縮に取り組んだ。</p> <p>○ 「IT 利活用に係る基本指針」を踏まえ、機構ホームページからの応募フォームへの入力方法等の改善による応募手続きの簡素化や、審査や事業評価に係るデータ授受等を安全に行うためのセキュリティ性の高い WAM NET の専用連絡掲示板の活用により、審査・評価委員と機構間の連絡・調整業務の効率化を図った。</p> <p>【ガバナンス強化のための支援の充実】 #27</p> <p>○ 助成事業の内定団体に対しては事業実施説明会を開催し、事業を適切に実施するための留意事項や助成先団体として整備すべき体制などについて説明することにより、ガバナンス強化の重要性に係る意識づけを行った。</p> <p>○ 不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用した場合や、その他規程等に違反する悪質な行為により助成決定の取消し等を行った場合の公表について、募集要領に留意事項として明記し、注意喚起を行った。</p> <p>○ ガバナンス強化の取組として、監査室と連携し、助成先について、実地監査及び書面による内部監査を実施した。(実地監査件数：43 件、書面監査件数：52 件)</p> <p>○ 助成先団体に対する進捗状況調査において、調査票に団体のガバナンス体制に係るチェック項目を設けるとともに、課題を抱えている団体等に対しては、適宜、課題解決のための相談・助言を実施した。</p> <p>【助成事業の事後評価の実施】 #28</p> <p>○ 助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、助成先団体による自己評価(全 721 団体)、審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリ</p>			
--	---	--	---	--	--	--

<p>の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させること。</p> <p>(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。</p>	<p>の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○期中支援の充実 ・進捗状況調査等の実施件数 ○助成先法人等の活動の発展・充実 ・助成事業報告会(WAMセミナー)における満足度 <p>(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○助成事業の継続率 ・助成事業1年 	<p>るよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させているか。</p> <p>○ 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めているか。</p>	<p>ング評価(155団体)及び書面評価(554団体)を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリング評価については、ヒアリング内容を団体に書面でフィードバックし、優良事例は事業評価報告書に取りまとめるとともに、機構ホームページで公表した。 また、ヒアリング等で審査・評価委員から上がった意見を踏まえ、次年度の募集要領・様式の見直しを行った。 ○ 事業評価報告書については、行政と連携して地域共生社会の実現に向けた取組や、制度化につながった事例について紹介する等、これまでのWAM助成の成果を新たに掲載する等の見直しを行った。 ○ 継続的な助成の成果普及とNPO等の民間福祉活動の振興を図ることを目的としたシンポジウム等を開催した。 平成30年度は、持続可能な福祉社会を目指し、行政や企業等との「連携」を重視し成果を生み出した助成先団体の取組を紹介、令和元年度においては「協力」と「対話」からみえたもの」として、民間福祉活動における「社会とのコミュニケーション」のあり方について考えることにより、民間福祉団体の事業運営に資することを目的として開催した。(参加人数：平成30年度167人、令和元年度184人) 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止したが、令和3年度及び令和4年度は地域共生社会の実現に向け、中心的な担い手となる行政との協働並びに優れた取組を普及させる目的でNPO法人等による地域の福祉課題の解決に資するためシンポジウムをオンラインで開催し、集合開催時よりも多くの参加申込があった。(申込人数：令和3年度933人、令和4年度888人) <p>【助成先法人等への適切な相談・助言】#29</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度助成募集説明会は、機構主催の3か所(東京都、大阪府、福岡県)に加え、行政や各地域でNPO等を支援する中間支援団体が主催の3地域(北海道、千葉県、愛知県)においても開催し、より多くのNPO等に向けて助成事業の周知及び相談を行った。 令和3年度以降の助成募集説明については、集合形式に代えて、募集説明動画を作成・公開するとともに、中間支援組織を通じて参加者を募集したオンライン募集説明会を開催することにより、さらに多くのNPO等に向けて助成事業の周知及び相談に応じた。 ○ 進捗状況調査やヒアリング評価等を通して助成先団体の活動を直接確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、 			
---	--	--	--	--	--	--

<p>(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とすること。 (第3期中期目標期間実績：平均22.9日)</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を60%以上とすること。 (第3期中</p>	<p>経過後における事業継続率(助成事業と同程度以上)</p> <p>(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を60%以上とする。</p>	<p>○ 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 助成事業が対象とした利用者の満足度が中期計画を達成しているか。</p>	<p>事業の継続、発展及び改善のための相談・助言を行った。</p> <p>○ WAM 助成 e-ライブラリー(電子図書館)の更新を行い、これまでの採択事業9,539件分を掲載し、事業開始の際などに参考となる情報を提供した。また、WAM 助成 e-ライブラリーでは、事業区分、地域別、助成金額に加え、キーワードやフリーワードによる検索機能を設定したほか、検索方法を分かりやすく提示することにより、利用者の利便性にも配慮した。</p> <p>○ 助成事業の成果普及及び利用促進を図るとともに、民間福祉団体における活動の参考とするため、月刊誌「WAM」の「いきいきチャレンジ」に掲載された助成事業の概要及び優良事例を「WAM 助成レポート」として冊子にまとめ、NPO等、行政、中間支援組織などへ配布するとともに機構ホームページに掲載した。</p> <p>【受理から交付決定までの平均処理期間】#30</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>【利用者満足度】#31</p> <p>○ 上記②のとおり。</p>			
--	---	--	---	--	--	--

期目標期間 実績平均： 59.3%)							
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報 (予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	退職手当共済事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	社会福祉施設職員等退職手当共済法第 18 条 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 9 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要であるため、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 4 年度行政事業レビューシート番号 713・723

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
平均事務処理期間 (計画値)	42 日以内	—	42 日以内	42 日以内	42 日以内	42 日以内	42 日以内		予算額 (千円)	115,190,065	121,103,262	123,295,310	121,879,937	125,766,372
平均事務処理期間 (実績値)	—	36.9 日	41.4 日	39.9 日	41.0 日	35.1 日	40.5 日		決算額 (千円)	111,221,707	114,763,250	116,981,396	117,579,115	124,409,593
達成度	—	—	101.4%	105.3%	102.4%	119.7%	103.7%		経常費用 (千円)	106,737,381	113,065,967	116,413,744	115,738,194	124,298,840
退職届作成システム の利用割合 (計画値)	30%以上	—	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上		経常利益 (千円)	5,186,851	1,404,572	208,701	2,102,927	△4,649,574
退職届作成システム の利用割合 (実績値)	—	33.7%	34.6%	41.4%	49.4%	52.4%	55.2%		行政コスト (千円)	—	116,588,411	118,166,617	118,971,589	124,341,798
達成度	—	—	115.3%	138.0%	164.7%	174.7%	184.0%		行政サービス実施コスト (千円)	46,004,964	—	—	—	—
									従事人員数	20.45 人	20.69 人	22.00 人	23.26 人	23.57 人

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																				
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)																			
<p>4 退職手当共済事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>4 退職手当共済事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。</p> <p>こうした国の政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間において請求書の受付から給付までの平均処理期間を 42 日以内とする。</p> <p>② 退職届作成システムの利用割合を毎年度 30%以上とする。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 中期目標期間における請求書の受付から給付までの平均処理期間は、39.6 日となり中期計画を達成した。</p> <p>② 退職届作成システムの利用割合は、毎年度 30%以上（平均 46.6%）を維持し、中期計画を達成した。</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>○ 退職手当金の給付事務については、退職届及び請求書の誤記入を減少させるため、記入上の注意事項の見直しや様式レイアウトの変更等を行うとともに、請求書を退職者が Web 上で入力し、振込口座等のエラーチェックができる「退職手当金請求書作成ツール」を機構ホームページで公開したことにより、エラーを減少させることができた。</p> <p>また、支給業務の一部について業務委託を導入し、業務量に応じて柔軟な人員配置を行い処理体制の強化を図るとともに、各工程の細分化・最適化による難易度に応じた分業化等を行うことで、支給件数が大幅に増加する毎年度 4 月から 8 月までの間について業務処理体制の効率化を図った。</p> <p>こうした取組の結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は39.6日となり、各年度において中期計画（42日以内）を上回る実績を上げることができた。</p> <p>○ 共済契約者の退職届作成システムの認知を高めるため、利便性や操作方法を簡潔にまとめたチラシを作成し、電子届出システムの利用依頼文書と合わせて、共済契約者あてに送付した。</p> <p>また、各種手続きに係る共済契約者あての電話照会や文書送付の際に、退職届作成システムの利用案内を行うとともに、WAM NET 基盤のメール一括配信機能を活用し、電子届出システム利用者（ID 保有者）あてに退職届作成システム利用案内を送信し、システム利用によるメリットや利便性等を周知した。</p> <p>加えて、全国社会福祉法人経営者協議会を通じて、社会福祉法人あての制度周</p>	<p>評定 A</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>○平均処理期間の短縮 請求書の受付から給付までの事務手続きについて、平均処理期間の短縮を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の一部について業務委託を導入、 ・データ入力業者、業務委託業者、機構の間で緊密に連携し、事務処理の体制の強化、等を図ったことにより、平均処理期間は、各年度において中期目標に定められた目標値を上回る実績を上げている。 <p>○退職届作成システムの利用促進 共済契約者の負担を軽減するため、退職届作成システムの利用促進として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進のためのチラシについて、メリットを強調したデザインへの変更及び利用者の意見の掲載を実施、 ・利便性や操作方法を簡潔にまとめたチラシを作成し、退職手当共済電子届出システムの利用依頼文書と合わせて、共済契約者へ送付、等の取組を実施した結果、退職届作成システムの利用率は中期目標に定めた目標値を大きく上回る実績を上げている。 	<p><評定に至った理由></p> <p>（見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載）</p> <p><今後の課題></p> <p>（見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載）</p> <p><その他事項></p>																	
			<p><実績></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>4月1日現在の被共済職員数</th> <th>退職手当支給者数</th> <th>退職手当支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>857,705 人</td> <td>78,588 人</td> <td>106,127,019 千円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>867,784 人</td> <td>79,459 人</td> <td>112,455,195 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>874,997 人</td> <td>77,073 人</td> <td>115,739,684 千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>885,688 人</td> <td>75,467 人</td> <td>115,085,648 千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>886,351 人</td> <td>81,888 人</td> <td>123,555,749 千円</td> </tr> </tbody> </table>			年度		4月1日現在の被共済職員数	退職手当支給者数	退職手当支給額	平成30年度	857,705 人	78,588 人	106,127,019 千円	令和元年度	867,784 人	79,459 人	112,455,195 千円	令和2年度	874,997 人	77,073 人	115,739,684 千円	令和3年度	885,688 人	75,467 人
年度	4月1日現在の被共済職員数	退職手当支給者数	退職手当支給額																						
平成30年度	857,705 人	78,588 人	106,127,019 千円																						
令和元年度	867,784 人	79,459 人	112,455,195 千円																						
令和2年度	874,997 人	77,073 人	115,739,684 千円																						
令和3年度	885,688 人	75,467 人	115,085,648 千円																						
令和4年度	886,351 人	81,888 人	123,555,749 千円																						

<p>(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。</p> <p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の簡素化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用を促進すること。</p>	<p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。 (関連指標) ○退職手当金支給実績 ・退職手当金支給件数・金額</p> <p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進する。 (関連指標) ○電子化の推進実績 ・電子届出システム利用率 ○利用者の事務負担軽減の取組実績 ・電子届出システム利用者満足度 ・掛金納付対象</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図っているか。</p> <p>○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進しているか。</p>	<p>【給付事務の平均処理期間短縮の取組】#32</p> <p>○ 退職届及び請求書の誤記入を減少させるため、記入上の注意事項の見直しや様式レイアウトの変更等を行った。さらに、請求書の作成にあたって、退職者が Web 上で請求書を入力し、振込口座等のエラーチェックができる「退職手当金請求書作成ツール」を機構ホームページで公開するなど、エラーの減少に向けて取り組んだ。</p> <p>○ 支給業務の一部について業務委託を導入し、業務量に応じた柔軟な人員配置を可能とするとともに、各工程を細分化・最適化し、難易度に応じた分業化を行うことで処理体制を強化するなど、支給件数が大幅に増加する毎年度 4 月から 8 月までの間について業務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮に努めた。</p> <p>【退職届作成システムの利用促進】#33</p> <p>○ 退職届作成システムの利用を促進するため、次の取組を行った。</p> <p>a 退職届作成システムの利便性や操作方法を簡潔にまとめたチラシを作成し、退職手当共済電子届出システム（以下「電子届出システム」という。）の利用依頼文書と合わせて、共済契約者あてに送付した。</p> <p>b 各種手続きに係る共済契約者あての電話照会や文書送付の際に、退職届作成システムの利用案内を実施した。</p> <p>c WAM NET 基盤のメール一斉配信機能を活用し、共済電子届出システム利用者（ID 保有者）あてに退職届作成システム利用案内を送信し、システム利用によるメリットや利便性等を周知した。</p> <p>d 全国社会福祉法人経営者協議会を通じて、社会福祉法人あての制度周知に加え、電子届出システムの利用促進について依頼を行った。</p> <p>e 電子届出システム未利用者あてに、システムの利用案内を送付した。</p>	<p>知及び電子届出システムの利用促進依頼を行うとともに、電子届出システム未利用者あてにシステムの利用案内を送付するなど、電子届出システムの利用拡大に努めた。</p> <p>こうした取組の結果、退職届作成システムの平均利用率は 46.6% となり、各年度において中期計画（30% 以上）を大きく上回る実績を上げることができた。</p> <p>○ 都道府県と連携し、新設社会福祉法人向け PR チラシの配布及びホームページの相互リンク設定を拡充するとともに、機構ホームページを利用者（共済契約者、被共済職員、退職者、一般国民）に見やすく、かつ、わかりやすい情報提供が行えるように全面刷新を行った。</p> <p>加えて、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟と連携した制度説明チラシの配布や、福祉医療貸付事業主催の都道府県行政担当者会議において管内の法人への周知依頼を行った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症や災害など緊急対応が必要なものは、手続きの案内を迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載するとともに WAM NET メールにより個別メールでの案内を行ったほか、機構ホームページに掲載している共済契約者・被共済職員（福祉施設職員）向けの制度及び手続説明の冊子やリーフレット等について、より分かりやすいものとなるよう大幅な見直しを行った。</p> <p>○ こうした取組の結果、制度の加入職員数は、886,351 人となり、前中期最終年度から 43,324 人増加した。</p> <p>また、共済契約者への利用者アンケート結果では、平均 96.4% の利用者から退職手当共済制度が「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得ることができた。</p> <p>○ 以上のとおり、退職手当金給付事務の効率化や電子届出システムの利用促進に</p>	<p>○制度周知 共済契約者、被共済職員等に対しては、 ・新型コロナウイルス感染症や災害等で掛金納付期限の延長など緊急対応が必要な場合の手続き案内について、迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載、 ・機構ホームページに掲載している制度マニュアルについて、よりわかりやすいものとなるよう全面刷新、等を実施し、制度を利用するに当たっての利便性の向上に取り組んでいる。</p> <p>また、新規制度加入者の増加への取組として、 ・退職手当共済制度に係る都道府県ホームページとの相互リンクの強化、 ・一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟を通じた制度周知に加え、新たに介護・福祉系の大学や専門学校に対して本制度の広報の実施、等による制度周知を実施したことにより、制度加入職員は、前中期最終年度と比較して 4 万人以上の増加となり、制度運営の安定化に努めている。</p> <p>○評価 以上のとおり、退職手当金給付事務の効率化や電子届出システムの利用促進に積極的に取り組むことで共済契約者の事務負担の軽減及び利用者サービスの向上に</p>
---	---	--	--	---	--

<p>(3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。</p> <p>(4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において 42</p>	<p>職員届処理に係るエラー発生率の減少度</p> <p>(3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○退職手当共済制度の周知実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等と連携し周知した実績 ・加入職員数 ・新規加入職員数 ・共済契約者へのアンケートによる福祉人材確保の貢献度 <p>(4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間におい</p>	<p>○ 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知しているか。</p> <p>○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p>なお、退職手当金</p>	<p>【都道府県等と連携した制度周知】 #34</p> <p>○ 退職手当共済制度を幅広く周知するため、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 都道府県と連携し、新設社会福祉法人向け PR チラシの配布及びホームページの相互リンク設定を拡充した。 b 機構ホームページについて、利用者（共済契約者、被共済職員、退職者、一般国民）に見やすく、かつ、わかりやすい情報提供が行えるように全面刷新を行った。 c 福祉専門職の養成校協会と連携し、福祉専門職養成校に在籍する教員・学生への制度周知のため、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に対し、加盟校への制度説明チラシの配布を依頼した。さらに、介護・福祉系の大学、専門学校に対しても退職手当共済事業を広報することで、学生への制度周知の強化を図った。 d 令和4年度においては、「介護フェア in かながわ」にブースを出展し、退職手当共済制度を幅広く周知した。 e 福祉医療貸付事業が主催して毎年度開催する行政担当者説明会において、管内の法人への周知依頼を行った。 f 新型コロナウイルス感染症や災害など緊急対応が必要なものは、手続きの案内を迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載するとともに、WAM NET 基盤のメール一括配信機能による個別メールでの案内を行った。また、機構ホームページに掲載している制度及び手続説明の冊子・リーフレット等について、見直しを行った。 <p>○ 共済契約者への利用者アンケート結果では、利用者の96.4%から退職手当共済制度が「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得た。</p> <p>【給付までの平均処理期間】 #35</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>	<p>積極的に取り組み、共済契約者の事務負担の軽減及び利用者サービスの向上に努めることにより、制度の安定的な運営に資する取組を定めた中期計画を上回る実績を上げることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>努めていること、幅広い制度周知の実施により加入職員の増加を図り、事業の増進に繋がる取組をしていることを総合的に勘案し「A」評価とする。</p>	
---	--	--	---	--	--	--

<p>日以内とすること。(マイナンバー制度導入後(平成27年度及び平成28年度)実績平均:42.1日)</p> <p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度30%以上とすること。 (第3期中期目標期間実績平均:27.5%)</p>	<p>て42日以内とする。</p> <p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度30%以上とする。</p>	<p>の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。</p> <p>○ 退職届作成システムの利用割合について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>【退職届作成システムの利用割合】#36</p> <p>○ 上記②のとおり。</p>			
---	---	---	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	心身障害者扶養保険事業		
業務に関連する政策・施策	IX-1-1 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号722・768

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
周知・広報活動回数（計画値）	15回以上	—	15回以上	15回以上	15回以上	15回以上	15回以上	予算額（千円）	32,003,111	31,301,911	31,648,550	31,950,926	34,133,409
周知・広報活動回数（実績値）	—	14回	16回	17回	16回	16回	15回	決算額（千円）	32,888,186	33,156,600	33,509,232	33,582,287	33,863,772
達成率	—	—	106.7%	113.3%	106.7%	106.7%	100.0%	経常費用（千円）	21,314,240	22,638,902	21,712,630	21,835,522	22,372,042
								経常利益（千円）	△ 709,740	△ 3,454,267	2,698,291	△ 1,312,287	△ 2,792,517
								行政コスト（千円）	—	22,735,302	21,712,630	21,835,522	29,068,906
								行政サービス実施コスト（千円）	813,873	—	—	—	—
								従事人員数	6.28人	6.28人	5.66人	6.63人	6.48人

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																																														
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)																																													
<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努めること。</p> <p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政</p>	<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上行う。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上（平均16回）行い、中期計画を達成した。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>新規加入者数 (人)</th> <th>新規年金受給者数 (人)</th> <th>保険対象加入者数 (人)</th> <th>年金給付 保険金 支払対象 障害者数 (人)</th> <th>死亡・障害 保健金額 (百万円)</th> <th>年金給付 保険金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>973</td> <td>2,051</td> <td>63,264</td> <td>57,195</td> <td>6,973</td> <td>13,816</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,012</td> <td>2,088</td> <td>61,586</td> <td>57,762</td> <td>7,085</td> <td>13,956</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,033</td> <td>2,114</td> <td>59,908</td> <td>58,275</td> <td>7,191</td> <td>14,168</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,009</td> <td>2,120</td> <td>58,281</td> <td>58,639</td> <td>7,172</td> <td>14,197</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,094</td> <td>2,195</td> <td>56,558</td> <td>58,865</td> <td>7,309</td> <td>14,284</td> </tr> </tbody> </table>				年度	新規加入者数 (人)	新規年金受給者数 (人)	保険対象加入者数 (人)	年金給付 保険金 支払対象 障害者数 (人)	死亡・障害 保健金額 (百万円)	年金給付 保険金額 (百万円)	平成30年度	973	2,051	63,264	57,195	6,973	13,816	令和元年度	1,012	2,088	61,586	57,762	7,085	13,956	令和2年度	1,033	2,114	59,908	58,275	7,191	14,168	令和3年度	1,009	2,120	58,281	58,639	7,172	14,197	令和4年度	1,094	2,195	56,558	58,865	7,309	14,284	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、財務状況検討会において前年度決算を踏まえた財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた報告書により、厚生労働省、事業の実施主体である地方公共団体及び障害者関係団体へ報告するとともに、加入者等に対して機構ホームページにおいて公表することにより、事業の透明性の確保に努めた。</p> <p>○ 扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、毎年度、資産運用委員会を開催し、扶養保険資金の基本方針（基本ポートフォリオを含む）の見直しの検討や、現行の基本ポートフォリオについて、想定した運用環境が現実から乖離していないかなどの検証を行った。その結果、乖離許容幅については、他機関と比べやや大きいこと等から見直しを図ることで意見が一致し、その旨をガバナンス委員会に報告した。</p> <p>また、扶養保険資産の資産構成割合については、基本ポートフォリオとの乖離許容幅内に収まるよう、毎月管理を行った。</p> <p>運用利回りについては、資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間において、資産合計で平均1.78%の運用利回りを確保した。</p> <p>○ 心身障害者及びその保護者に必要な情報がいきわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力により、周知・広報活動を毎年度15回以上（平均16回）行い、中期計画に定める</p>		<p>評定 B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>○ 扶養保険事業の安定的な運営を図るため、平成13年度以降毎年度、外部有識者から構成される「心身障害者扶養保険事業財務状況検討会」において、心身障害者扶養保険財政将来予測を実施している。各年度においては、前年度の決算データに基づき、将来予測を行った。その検証結果については、報告書としてとりまとめ、厚生労働省、都道府県、指定都市へ報告するとともに、障害者団体へ説明、当法人ホームページにおいて公表している。</p> <p>○ 扶養保険資金の運用については、資産運用の外部専門家で構成する資産運用委員会の議を経た上で策定した「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」において定められた基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金を運用しており、令和3年度には、現行の基本ポートフォリオについて、想定した運用環境が現実から乖離していないかなどの検証を行い、令和3年度には、乖離許容幅について、多機関と比べやや大きいこと等から見直しを図った。</p> <p>また、各年度においては、各資産とも概ね資産毎のべ</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>（見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載）</p> <p><今後の課題></p> <p>（見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載）</p> <p><その他事項></p>
			年度	新規加入者数 (人)	新規年金受給者数 (人)	保険対象加入者数 (人)	年金給付 保険金 支払対象 障害者数 (人)	死亡・障害 保健金額 (百万円)	年金給付 保険金額 (百万円)																																												
平成30年度	973	2,051	63,264	57,195	6,973	13,816																																															
令和元年度	1,012	2,088	61,586	57,762	7,085	13,956																																															
令和2年度	1,033	2,114	59,908	58,275	7,191	14,168																																															
令和3年度	1,009	2,120	58,281	58,639	7,172	14,197																																															
令和4年度	1,094	2,195	56,558	58,865	7,309	14,284																																															

<p>状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p> <p>(1) 財政状況の検証</p> <p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うことから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込ま</p>	<p>(1) 財政状況の検証</p> <p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○心身障害者扶養保険事業実</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</p>	<p>【財務状況の検証と公表】#37</p> <p>○ 外部有識者等からなる財務状況検討会を毎年度開催し、前年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、地方公共団体及び障害者関係団体に報告するとともに、機構ホームページでの公表を実施した。</p> <p>○ また、厚生労働省に設置された「心身障害者扶養保険事業に関する検討会」において保険料水準等の見直しの検討を行うにあたり、財務状況及び保険料水準の検証に必要な情報の提供を行った。</p>	<p>目標値（各年度15回以上）を上回ることができた。</p> <p>制度の周知・広報活動について、従来は関係団体等が開催する大会等への参加を中心に実施していたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催が控えられたため、業界誌等への記事掲載、特別支援学校及び関係団体へのパンフレット配布、障害福祉サービス事業所における制度広報用ポスターの掲示依頼等に加え、関係団体内ネットワーク（Facebook）、WAM NET 会員向けメールマガジンやTwitterを活用した制度案内、インターネットの検索エンジンに連動した制度広告及び、各地方公共団体のホームページとの相互リンク等により、効果的な周知・広報活動を実施した。</p> <p>○ 事務担当者会議の開催にあたっては、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理した上で国と連携して回答を作成したことに加え、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査・取りまとめのうえ、情報提供することにより、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。</p> <p>さらに、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合や加入者現況確認調査を行うとともに、的確な事務処理の実施について指導を行ったことにより、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図ることができた。</p>	<p>ンチマーク収益率を確保している。</p> <p>○運用におけるリスク管理については、毎月1回、運用受託機関からの報告に基づき、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を確認している。</p> <p>○心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針については、機構のホームページにおいて公表するとともに、外部有識者からなる資産運用委員会で検証を行っている。</p> <p>○国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力により、周知・広報活動を毎年度15回以上行っており、中期計画に定める目標値（各年度15回以上）を上回っている。</p> <p>○制度の周知・広報活動について、業界誌等への記事掲載、特別支援学校及び関係団体へのパンフレット配布、障害福祉サービス事業所における制度広報用ポスターの掲示依頼等に加え、関係団体内ネットワーク（Facebook）やWAM NET 会員向けメールマガジン及びTwitterを活用した制度案内、各地方公共団体のホームページとの相互リンク等を行っており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大</p>	
---	--	--	---	--	--	--

<p>れる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。</p> <p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的とし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定</p>	<p>績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者数 ・新規年金受給者数 ・保険対象加入者数 ・年金給付保険金支払対象障害者数 ・年金給付保険金額 <p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的とし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。</p>	<p>【運用の基本的考え方】#38</p> <p>○ 資産運用委員会の議を経た上で策定した扶養保険資金の運用に関する基本方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。また、その運用状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>防止の観点を踏まえつつ、周知・広報活動を実施している。</p> <p>○障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体の事務担当者会議を開催し、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応している。</p> <p>○以上のとおり、所期の目標を達成していると見込まれることから「B」評価とする。</p>	
--	--	---	--	-----------------------------------	--	--

<p>め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。</p>	<p>合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することとする。</p>	<p>○ 各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。</p>	<p>【各資産の対ベンチマーク収益率との差】 #39</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を実施し、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。また、運用実績については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p> <p>なお、各年度末におけるベンチマーク収益率との差は、次のとおりである。</p>			
---	---	--	--	--	--	--

[平成30年4月～令和5年3月(年率)]

区分		ベンチマーク 収益率	運用実績	ベンチマーク差	
平成 30年度	国内	債券	1.89%	1.91%	0.02%
		株式	△5.04%	△4.77%	0.27%
	外国	債券	2.46%	2.46%	0.00%
		株式	10.14%	9.54%	△0.60%
令和 元年度	国内	債券	△0.18%	△0.16%	0.02%
		株式	△9.50%	△9.27%	0.23%
	外国	債券	4.37%	4.52%	0.15%
		株式	△12.42%	△12.81%	△0.40%
令和 2年度	国内	債券	△0.70%	△0.72%	△0.01%
		株式	42.13%	42.27%	0.14%
	外国	債券	5.43%	5.07%	△0.36%
		株式	59.79%	59.45%	△0.34%
令和 3年度	国内	債券	△1.22%	△1.20%	0.01%
		株式	1.99%	2.20%	0.21%
	外国	債券	1.96%	1.96%	0.00%
		株式	22.96%	22.71%	△0.24%
令和 4年度	国内	債券	△1.65%	△1.64%	0.01%
		株式	5.81%	5.74%	△0.08%
	外国	債券	△0.50%	△0.53%	△0.03%
		株式	2.36%	2.25%	△0.11%

※各資産の運用実績は時間加重収益率

(参考) 資産全体の運用実績

区分	運用実績
平成30年度	2.14%
令和元年度	△1.60%
令和2年度	7.52%
令和3年度	1.62%
令和4年度	△0.56%
5か年度の幾何平均	1.78%

※資産全体の運用実績は修正総合利回り

【乖離状況の把握等】#40

○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理を行った。また、乖離状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。

② 運用におけるリスク管理
扶養保険
資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

② 運用におけるリスク管理
リターン・
リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。

・ 基本ポートフォリオを適切に管理

○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少

<p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針について</p>	<p>するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>・ 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。</p> <p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針について</p>	<p>なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</p> <p>○ 資産全体及び各資産のリスクを確認し、リスクについて分析及び評価を行い、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p>○ 運用受託機関等に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示すとともに、運用状況及びリスク管理の状況を把握し、適切に管理しているか。</p> <p>○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があ</p>	<p>【資産全体及び各資産のリスク管理】 #41</p> <p>○ 毎月、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク要因、各資産に係るリスク及びトラッキングエラー等の要因を把握し、特に問題ないことを確認した。</p> <p>【運用受託機関等のリスク管理】 #42</p> <p>○ 運用受託機関からの月次報告及び四半期毎の定期ミーティングにおいて、運用状況、リスク管理の状況及びベンチマーク収益率との乖離状況を把握し、特に問題ないことを確認した。</p> <p>○ 令和4年度末に現行運用受託機関の報酬水準について他機関との比較を行うとともに、現行運用機関の評価を実施した結果、特に問題がないことを確認したため、契約を継続することとした。</p> <p>【運用に関する基本方針の見直し】 #43</p> <p>○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を機構ホームページで公表した。また、同基本方針については、令和4年度の資産運用委員会で検証を行った結果、直ちに見直しの必要がないことを確認した。</p>			
--	---	---	---	--	--	--

<p>は、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。 なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制す 	<p>は、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があれば速やかに見直しを行う。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。 なお、策定に際しては、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制す 	<p>ると認めるときは速やかに見直しを行っているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。</p> <p>○ 短期資金需要等を踏まえて、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。</p>	<p>【基本ポートフォリオの見直し】#44</p> <p>○ 令和4年度の資産運用委員会において、基本ポートフォリオ策定時に想定した運用環境と乖離が生じていないかなどについて検証を行った結果、現行基本ポートフォリオを維持することで意見が一致した。 また、次期に向けた基本ポートフォリオを策定し、乖離許容幅について変更するとともにリバランスルールをより具体的なものに変更することをガバナンス委員会に報告した。</p> <p>【年金給付のための流動性の確保】#45</p> <p>○ 短期資産については、年金給付等の支出に不足が生じないよう管理を行うとともに、収支見通しに基づき必要な現金等を確保し、効率的な現金管理を行った。また、管理状況については、定期的にガバナンス委員会に報告した。</p>			
--	---	---	--	--	--	--

<p>ること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証</p> <p>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<p>ること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証</p> <p>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。 (関連指標) ○扶養保険資金の運用実績</p>	<p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p>	<p>【生命保険契約における運用実績等の検証】 #46</p> <p>○ 毎年度、生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、前年度決算書を分析・検証するとともに、財務状況検討会において確認等の検証を行い、問題ないことを確認した。</p>			
---	---	--	--	--	--	--

<p>(3) 事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。</p>	<p>・ベンチマーク差</p> <p>(3) 事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努める。</p>	<p>○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。</p> <p>○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努めているか。</p>	<p>【事務担当者会議の開催】#47</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度以降は事務担当者会議を書面開催としたが、機構と地方公共団体及び地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成することに加え、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査し、結果を取りまとめ情報提供することにより、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。</p> <p>○ 各年度、事業の実施主体である地方公共団体等からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体を経由して、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布することにより、制度のより一層の周知を図った。</p> <p>○ 平成30年度及び令和元年度においては、利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換等を行った。</p> <p>【事務処理の標準化】#48</p> <p>○ 各年度、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、地方公共団体に加入者名簿を送付し、加入者及び保険対象障害者の現況について調査・確認の依頼を行い、確認結果について報告を受けた。</p> <p>また、機構と地方公共団体の加入者名簿の照合や年金給付金等の請求遅延・遺漏等の確認を通じて、地方公共団体の的確な事務処理の実施等について指導を行い、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。</p> <p>【周知・広報活動】#49</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>			
<p>(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>・ 心身障害者及びその保護者に必要な情</p>	<p>(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>・ 心身障害者及びその保護者に必要な情</p>	<p>○ 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動は中期計画を達成しているか。</p>				

<p>報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上行うこと。(平成28年度実績：10回)</p>	<p>報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上行う。</p>									
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第11号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号723

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
情報充実及び機能見直し（計画値）	25件以上	—	5件以上	5件以上	5件以上	5件以上	5件以上		予算額（千円）	493,605	962,815	630,830	1,320,829	678,775
情報充実及び機能見直し（実績値）	—	5件	8件 (8件)	8件 (16件)	7件 (23件)	6件 (29件)	6件 (35件)		決算額（千円）	504,108	738,653	790,648	655,928	1,789,439
達成度	—	—	160.0%	160.0%	140.0%	120.0%	120.0%		経常費用（千円）	628,095	721,064	798,359	949,390	1,167,314
年間ヒット件数（計画値）	11,000万件以上	—	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上		経常利益（千円）	0	0	0	0	0
年間ヒット件数（実績値）	—	12,940万件	19,258万件	15,798万件	22,809万件	25,922万件	26,905万件		行政コスト（千円）	—	794,297	798,359	949,390	1,167,314
達成度	—	—	175.1%	143.6%	207.4%	235.7%	244.6%		行政サービス実施コスト（千円）	387,079	—	—	—	—
									従事人員数	8.29人	10.92人	11.02人	11.56人	11.33人

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)	
6 福祉保健医療情報サービス事業 (WAMNET事業) WAMNET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供するこ	6 福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業) WAMNET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供するこ	<主な定量的指標> ① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を25件以上実施する。 ② 年間ヒット件数を1億1,000万件以上とする。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 中期目標期間における提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組数については、35件となり中期計画を達成した。 ② 年間ヒット件数は、毎年1億1,000万件以上(平均2億2,138万件)となり、中期計画を達成した。	<評定と根拠> 評定：A ○ WAMNET事業においては、国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、関係省庁及び関係機関と連携しつつ、毎年度コンテンツを新設するとともに、WAMNETトップページの全面的なリニューアルや「福祉サービス第三者評価制度情報」、「介護保険地域密着型サービス外部評価制度情報」等の既存コンテンツの機能の見直しを行うなど、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組は中期計画の目標値を大きく上回る実績(中期目標期間における達成度140.0%)をあげることができた。 ○ これらの提供情報の質の向上と利用者の利便性の向上を図った結果、年間ヒット件数は各年度において中期計画の目標値を大きく上回る実績(中期目標期間における達成度平均:201.3%)をあげることができた。 ○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAMNET基盤を活用し、専用連絡掲示板の構築、メール一括送信機能の利用、Web上でのアンケートの実施等を行った。 ○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携のうえ、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」について安定的に運用するとともに、効率的な管理を適切に実施した。 また、令和3年度から運用を開始した「障害者支援施設等災害時情報共有システム」及び「児童福祉施設等災害時情報共有システム」については、国と連携のうえ運用体制を整備するとともに、都道府県等を対象としたシステム操作訓練の支援を行うなど、安定的な運用と効率的な管理を適切に実施	評定 A	<評定に至った理由> ○提供情報の整備充実等 国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、関係省庁及び関係機関と連携しつつ、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を実施しており、中期計画の目標値を上回る実績をあげている。 ○年間ヒット件数 コンテンツの新設など、提供する情報の充実及び機能の見直しを行ったことにより、年間ヒット件数は中期計画の目標値を大きく上回る実績をあげている。 ○評価 中期計画の目標値を大きく上回る実績をあげている他、国の施策に基づくシステムについて、国と連携して安定的な運用と効率的な管理を適切に実施しており、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、利用者の利便性向上が図られるなど、質的にも量的にも成果をあげていることから「A」評価とする。	<評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載) <今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載) <その他事項>	

<p>とを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。</p>	<p>とを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○利用者サービス向上取組実績</p> <p>・アンケート調査における情報利用者の満足度</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めているか。</p>	<p>【提供情報の質の向上及び利便性の向上】#50</p> <p>○ 提供情報の質の向上を図るため、各年度において次のとおり、新たにコンテンツを開発した。</p> <table border="1" data-bbox="955 405 1584 1715"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>主な取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会実現関連情報」 ・「介護離職ゼロの実現に向けて」 ・「子供の未来応援基金関連情報」 ・「福祉医療貸付制度 融資のごあんない」 ・「SC Research Report」 </td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のしごとコーナー」 ・「子ども・子育てサポートサイト」 ・「疾病情報サイト」 ・「障害福祉サービス等指定基準・報酬関係 Q&A」 ・「経営動向調査」 ・「介護ワンストップサービス」 ・「産前・産後休業、育児休業関連情報」 ・「介護医療院への移行支援」 </td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス関連情報」 ・「更生保護」 ・「防災・減災サポートサイト」 ・「保育士お役立ち情報」 ・「すくすくサポート ～子どもの発達・成長・障害に関する情報～」 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護報酬改定フォローアップ」 ・「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」 ・「妊娠期お役立ち情報」 ・「社会福祉法人経営ポータル」 </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護現場の生産性向上関連情報」 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	主な取組	平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会実現関連情報」 ・「介護離職ゼロの実現に向けて」 ・「子供の未来応援基金関連情報」 ・「福祉医療貸付制度 融資のごあんない」 ・「SC Research Report」 	令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のしごとコーナー」 ・「子ども・子育てサポートサイト」 ・「疾病情報サイト」 ・「障害福祉サービス等指定基準・報酬関係 Q&A」 ・「経営動向調査」 ・「介護ワンストップサービス」 ・「産前・産後休業、育児休業関連情報」 ・「介護医療院への移行支援」 	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス関連情報」 ・「更生保護」 ・「防災・減災サポートサイト」 ・「保育士お役立ち情報」 ・「すくすくサポート ～子どもの発達・成長・障害に関する情報～」 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護報酬改定フォローアップ」 ・「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」 ・「妊娠期お役立ち情報」 ・「社会福祉法人経営ポータル」 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護現場の生産性向上関連情報」 	<p>した。</p> <p>さらに、令和4年度における新たな取組として、社会福祉連携推進法人制度の創設により、毎年度報告が求められる当該法人の現況及び財務状況等の届出と公表に係る手続きのシステム化について、厚生労働省から要請を受け、令和5年度の運用開始に向けてシステム開発を行った。</p> <p>○ 国の施策に基づく、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」については、厚生労働省及び内閣府等関係省庁と連携し、社会福祉法人や事業者、所轄庁等に当該システムの利用を促した結果、非常に高い利用率となった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>		
年度	主な取組																	
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会実現関連情報」 ・「介護離職ゼロの実現に向けて」 ・「子供の未来応援基金関連情報」 ・「福祉医療貸付制度 融資のごあんない」 ・「SC Research Report」 																	
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉のしごとコーナー」 ・「子ども・子育てサポートサイト」 ・「疾病情報サイト」 ・「障害福祉サービス等指定基準・報酬関係 Q&A」 ・「経営動向調査」 ・「介護ワンストップサービス」 ・「産前・産後休業、育児休業関連情報」 ・「介護医療院への移行支援」 																	
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス関連情報」 ・「更生保護」 ・「防災・減災サポートサイト」 ・「保育士お役立ち情報」 ・「すくすくサポート ～子どもの発達・成長・障害に関する情報～」 																	
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護報酬改定フォローアップ」 ・「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」 ・「妊娠期お役立ち情報」 ・「社会福祉法人経営ポータル」 																	
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護現場の生産性向上関連情報」 																	

<p>(2) 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを</p>	<p>(2) 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを</p>	<p>○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、</p>	<p>○ 利用者の利便性の向上を図るため、各年度において次のとおり、既存コンテンツの機能の見直しを行った。</p> <table border="1" data-bbox="955 315 1590 1264"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>主な取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護ロボット関連情報」の拡充 ・スマートフォンサイトのリニューアル ・WAM NET 内の横断的な検索性向上 </td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・WAM NET トップページの全面的リニューアル ・「専門職養成施設検索」の提供情報の拡充等 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉サービス評価情報」の一元化等・「イベント・セミナー情報」の登録機能等の改善 </td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害福祉サービス等指定基準・報酬関係 Q&A」のリニューアル ・「WAM NET ニュース」の検索機能改善等 ・「制度解説・ハンドブック」及び「ケアマネジャーのしごとガイド」の機能改善等 ・「行政情報」の過去情報アーカイブ化等 ・「福祉のしごとコーナー」に小中学生を対象にしたページの新設 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 福祉医療分野、情報通信分野等を専門とする外部有識者からなる WAM NET 事業推進専門委員会を毎年度開催し、福祉保健医療に関して今後求められる情報システムの在り方、効果的な情報発信、WAM NET の提供情報の質及び利便性の向上等について検討を行った。</p> <p>【国の施策に基づく情報システムの運用及び管理】#51</p> <p>○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携して、次のとおり安定的かつ効率的にシステムの運用・管理を行った。</p> <p>a 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」については、国と連携を図り、システムの改善や運用体制の整備を実施した。</p>	年度	主な取組	平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護ロボット関連情報」の拡充 ・スマートフォンサイトのリニューアル ・WAM NET 内の横断的な検索性向上 	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・WAM NET トップページの全面的リニューアル ・「専門職養成施設検索」の提供情報の拡充等 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉サービス評価情報」の一元化等・「イベント・セミナー情報」の登録機能等の改善 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害福祉サービス等指定基準・報酬関係 Q&A」のリニューアル ・「WAM NET ニュース」の検索機能改善等 ・「制度解説・ハンドブック」及び「ケアマネジャーのしごとガイド」の機能改善等 ・「行政情報」の過去情報アーカイブ化等 ・「福祉のしごとコーナー」に小中学生を対象にしたページの新設 			
年度	主な取組															
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護ロボット関連情報」の拡充 ・スマートフォンサイトのリニューアル ・WAM NET 内の横断的な検索性向上 															
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・WAM NET トップページの全面的リニューアル ・「専門職養成施設検索」の提供情報の拡充等 															
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉サービス評価情報」の一元化等・「イベント・セミナー情報」の登録機能等の改善 															
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害福祉サービス等指定基準・報酬関係 Q&A」のリニューアル ・「WAM NET ニュース」の検索機能改善等 ・「制度解説・ハンドブック」及び「ケアマネジャーのしごとガイド」の機能改善等 ・「行政情報」の過去情報アーカイブ化等 ・「福祉のしごとコーナー」に小中学生を対象にしたページの新設 															

<p>安定的に運用するとともに、効率的に管理すること。</p>	<p>安定的に運用するとともに、効率的に管理する。 (関連指標) ○システムの着実な整備・安定的な運用の取組実績 ・国の施策に基づく情報システムの利用実績</p>	<p>効率的に管理しているか。</p>	<p>b 「障害福祉サービス等情報公表システム」については、平成30年度から運用を開始し、国と連携を図り、システムの運用改善や運用体制の整備を適切に実施するとともに、情報登録に係るシステムの利用促進を図った。</p> <p>c 「子ども・子育て支援情報公表システム」については、令和2年度から運用を開始し、国と連携を図り、システムの運用改善や運用体制の整備を適切に実施するとともに、情報登録に係るシステムの利用促進を図った。</p> <p>d 「障害者支援施設等災害時情報共有システム」及び「児童福祉施設等災害時情報共有システム」については、令和3年度から運用を開始し、国と連携を図り、運用体制の整備を適切に実施するとともに、システムの利用促進を図った。</p> <p>○ 国の施策に基づく情報システムの利用実績は、次のとおりである。</p> <p>[社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム]</p> <table border="1" data-bbox="958 898 1593 1178"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>対象法人数</th> <th>利用法人数</th> <th>利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>20,818 件</td> <td>20,514 件</td> <td>98.5%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>20,883 件</td> <td>20,713 件</td> <td>99.2%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>20,941 件</td> <td>20,836 件</td> <td>99.5%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>21,003 件</td> <td>20,927 件</td> <td>99.6%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>21,053 件</td> <td>20,988 件</td> <td>99.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>[障害福祉サービス等情報公表制度システム]</p> <table border="1" data-bbox="958 1268 1593 1547"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>対象事業所数</th> <th>利用事業所数</th> <th>利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>156,482 件</td> <td>121,092 件</td> <td>77.4%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>162,134 件</td> <td>126,411 件</td> <td>78.0%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>168,217 件</td> <td>138,991 件</td> <td>82.6%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>178,818 件</td> <td>149,636 件</td> <td>83.7%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>188,896 件</td> <td>159,752 件</td> <td>84.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>[子ども・子育て支援情報公表システム]</p> <table border="1" data-bbox="958 1625 1593 1814"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>対象事業所等数</th> <th>利用事業所等数</th> <th>利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>63,137 件</td> <td>57,572 件</td> <td>91.2%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>63,304 件</td> <td>58,430 件</td> <td>92.3%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>63,718 件</td> <td>59,848 件</td> <td>93.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 社会福祉連携推進法人制度の創設に伴い、毎年度報告が求められる当該法人の現況及び財務状況等の</p>	年 度	対象法人数	利用法人数	利用率	平成30年度	20,818 件	20,514 件	98.5%	令和元年度	20,883 件	20,713 件	99.2%	令和2年度	20,941 件	20,836 件	99.5%	令和3年度	21,003 件	20,927 件	99.6%	令和4年度	21,053 件	20,988 件	99.7%	年 度	対象事業所数	利用事業所数	利用率	平成30年度	156,482 件	121,092 件	77.4%	令和元年度	162,134 件	126,411 件	78.0%	令和2年度	168,217 件	138,991 件	82.6%	令和3年度	178,818 件	149,636 件	83.7%	令和4年度	188,896 件	159,752 件	84.6%	年 度	対象事業所等数	利用事業所等数	利用率	令和2年度	63,137 件	57,572 件	91.2%	令和3年度	63,304 件	58,430 件	92.3%	令和4年度	63,718 件	59,848 件	93.9%			
年 度	対象法人数	利用法人数	利用率																																																																			
平成30年度	20,818 件	20,514 件	98.5%																																																																			
令和元年度	20,883 件	20,713 件	99.2%																																																																			
令和2年度	20,941 件	20,836 件	99.5%																																																																			
令和3年度	21,003 件	20,927 件	99.6%																																																																			
令和4年度	21,053 件	20,988 件	99.7%																																																																			
年 度	対象事業所数	利用事業所数	利用率																																																																			
平成30年度	156,482 件	121,092 件	77.4%																																																																			
令和元年度	162,134 件	126,411 件	78.0%																																																																			
令和2年度	168,217 件	138,991 件	82.6%																																																																			
令和3年度	178,818 件	149,636 件	83.7%																																																																			
令和4年度	188,896 件	159,752 件	84.6%																																																																			
年 度	対象事業所等数	利用事業所等数	利用率																																																																			
令和2年度	63,137 件	57,572 件	91.2%																																																																			
令和3年度	63,304 件	58,430 件	92.3%																																																																			
令和4年度	63,718 件	59,848 件	93.9%																																																																			

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NET の活用を図ること。

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NET の活用を図る。

○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するために WAM NET 基盤を活用しているか。

届出と公表に係る手続きのシステム化について、厚生労働省より要請を受け、令和 5 年度の運用開始に向けてシステム開発を行った。

【WAM NET 基盤の活用】#52

○ WAM NET については、機微情報やデータの受渡し時のセキュリティが確保され、大容量データの授受が可能となることから、次のとおり、各年度において WAM NET 基盤を活用した専用連絡掲示板の運用により、機構業務の効率的な実施を推進した。

年度	主な取組
平成 30 年度	○ 専用連絡掲示板の運用 ・与信管理業務：アドバイザー契約業務委託先との連絡 ・年金担保貸付事業：受託金融機関との連絡用掲示板システムの構築
令和 元年度	○ 専用連絡掲示板の運用 ・一時金支払等業務及び補償金支払等業務：厚生労働省と支払データの授受 ・福祉医療貸付事業：貸付先との連絡 ・福祉医療経営指導事業：業務受託した行政との連絡
令和 2 年度	○ 専用連絡掲示板の運用 ・福祉医療貸付事業：新型コロナウイルス対応支援資金に係るコールセンター等との連絡 ・社会福祉振興助成事業：審査・評価委員との連絡 ○ 社会福祉振興助成について、専用応募フォームの作成及びデータアップロードによる提出の仕組みを構築
令和 3 年度	○ 専用連絡掲示板の運用 ・年金貸付部：受託金融機関との連絡 ・監査室：業務委託先（監査先）とデータ授受や連絡等 ・顧客業務部：コールセンター等との専用連絡システムの構築
令和 4 年度	○ 専用連絡掲示板の運用 ・情報事業部：システム委託業者との連絡

○ WAM NET のメール一括配信機能を活用し、社会

福祉振興助成事業に係る各種手続きの案内、機構の調達情報や月刊誌「WAM」の最新情報を配信するメールマガジンなど、各事業における事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。

- 福祉医療経営指導事業と連携し、Web 回答による調査の仕組みを構築のうえ、次のとおり、各年度において調査を円滑かつ効率的に実施した。

年度	主な取組
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・介護人材に関する調査 ・介護報酬・診療報酬改定後の状況に関する調査 ・保育人材に関する調査
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・病院経営動向調査 ・介護人材に関する調査 ・介護職員等特定処遇改善加算等に関するアンケート ・特別養護老人ホームの入所状況に関するアンケート
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査（新型コロナウイルス感染症の影響等に関する特別調査を併せて実施） ・病院経営動向調査（同上） ・介護人材に関する調査 ・保育人材に関するアンケート ・病院の手数料等に関するアンケート
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・病院経営動向調査 ・病院の運営状況等に関する調査 ・介護人材に関する調査等
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人経営動向調査 ・病院経営動向調査 ・病院の運営状況等に関する調査 ・介護人材に関する調査等 ・施設・居住系サービス事業者運営状況調査

- 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の電子申請システムの利用者に対し、迅速なユーザーID の発

<p>(4)WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施すること。(第 3 期中期目標期間実績 16 件(年度平均 4 件))</p> <p>② 年間ヒット件数を毎年度 1 億 1,000 万件以上とすること。(平成 28 年度実績：1 億 144 万件)</p>	<p>(4)WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施する。</p> <p>② 年間ヒット件数を毎年度 1 億 1,000 万件以上とする。</p>	<p>○ 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 年間ヒット件数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>行やシステム利用に係る問い合わせに対応し、電子届出事務の円滑な実施を支援した。</p> <p>【提供情報の整備充実及び機能見直しの取組件数】#53</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>【年間ヒット件数】 #54</p> <p>○ 上記②のとおり。</p>			
--	---	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第2項及び第3項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
連携・協力による周知活動(計画値)	30団体以上	—	30団体以上	30団体以上	30団体以上	30団体以上	42団体以上	予算額(千円)	(年担) 1,241,641 (労担) 21,460	(年担) 1,268,991 (労担) 22,024	(年担) 1,114,567 (労担) 20,316	(年担) 982,563 (労担) 17,612	(年担) 619,816 (労担) 12,798
連携・協力による周知活動(実績値)		32団体	36団体	36団体	42団体	42団体	42団体	決算額(千円)	(年担) 1,251,530 (労担) 20,842	(年担) 1,116,494 (労担) 19,523	(年担) 923,790 (労担) 18,017	(年担) 881,782 (労担) 16,498	(年担) 541,538 (労担) 11,199
達成率	—	—	120.0%	120.0%	140.0%	140.0%	100.0%	経常費用(千円)	(年担) 1,223,833 (労担) 20,904	(年担) 1,086,520 (労担) 18,955	(年担) 912,829 (労担) 17,776	(年担) 867,941 (労担) 16,512	(年担) 421,966 (労担) 9,154
								経常利益(千円)	(年担) △138,188 (労担) △4,132	(年担) 81,180 (労担) 496	(年担) 140,771 (労担) 1,435	(年担) 29,616 (労担) 900	(年担) 207,949 (労担) 3,555
								行政コスト(千円)	(年担) — (労担) —	(年担) 1,086,752 (労担) 18,955	(年担) 913,042 (労担) 17,776	(年担) 868,154 (労担) 16,512	(年担) 421,966 (労担) 9,154
								行政サービス実施コスト(千円)	(年担) 137,612 (労担) 4,059	(年担) — (労担) —	(年担) — (労担) —	(年担) — (労担) —	(年担) — (労担) —
								従事人員数	(年担) 16.44人 (労担) 0.34人	(年担) 16.13人 (労担) 0.33人	(年担) 14.41人 (労担) 0.30人	(年担) 14.56人 (労担) 0.30人	(年担) 12.88人 (労担) 0.28人

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																						
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)																																					
<p>7 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的に実施してきた年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)の施行により、令和4年3月末で申込受付が終了したため、業務の終了に向けた適切な措置を講じること。</p> <p>なお、当該業務の実施にあたっては、以下の点に留意すること。</p>	<p>7 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的に実施してきた年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)の施行により、令和4年3月末で申込受付が終了したため、業務の終了に向けた適切な措置を講じる。</p> <p>なお、当該業務の実施にあたっては、以下の点に留意すること。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など42団体以上との連携・協力による周知活動を行う。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動については、平成30年度から令和3年度は毎年度30団体以上(平均39.0団体)、目標変更後の令和4年度は42団体以上に実施し、中期計画を達成した。</p> <p>(実績)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>貸付契約額</th> <th>資金交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>37,691,700千円</td> <td>37,691,700千円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>31,609,860千円</td> <td>31,609,860千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>21,886,300千円</td> <td>21,886,300千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>23,075,740千円</td> <td>23,075,740千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,082,360千円</td> <td>2,082,360千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>貸付契約額</th> <th>資金交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>863,410千円</td> <td>863,410千円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>738,490千円</td> <td>738,490千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>547,940千円</td> <td>547,940千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>585,650千円</td> <td>585,650千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>46,050千円</td> <td>46,050千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	貸付契約額	資金交付額	平成30年度	37,691,700千円	37,691,700千円	令和元年度	31,609,860千円	31,609,860千円	令和2年度	21,886,300千円	21,886,300千円	令和3年度	23,075,740千円	23,075,740千円	令和4年度	2,082,360千円	2,082,360千円	年度	貸付契約額	資金交付額	平成30年度	863,410千円	863,410千円	令和元年度	738,490千円	738,490千円	令和2年度	547,940千円	547,940千円	令和3年度	585,650千円	585,650千円	令和4年度	46,050千円	46,050千円	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)及び「年金担保貸付事業廃止計画」(平成25年3月厚生労働省策定)を踏まえ、年金受給者にとって必要かつ無理のない融資を行った結果、中期目標期間における貸付実績は、年金担保貸付事業で227,484件116,345百万円、労災年金担保貸付事業で3,500件2,782百万円となった。</p> <p>また、貸付残高については、年金担保貸付事業で61,887件13,188百万円、労災年金担保貸付事業で1,034件328百万円となった。</p> <p>○ 第4期中期目標策定後、速やかに申込受付の終了予定を周知するためのチラシやパンフレットの作成準備を進め、平成30年7月に全ての受託金融機関に送付して、窓口での適切な対応を依頼することにより、利用者等に幅広く情報提供する対応を開始することができた。</p> <p>その後も「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の成立などの状況変化に応じて、適宜チラシやパンフレットの見直しを図るとともに、申込受付終了以降の対応について見直したチラシを作成し、令和4年4月の周知に間に合うよう全ての受託金融機関に令和3年度末までに送付を完了した。</p> <p>また、機構ホームページについても同様の見直しを図り、申込受付の終了時期及び利用可能な制度・相談窓口等に関する情報提供を行うとともに、電話自動応答システムについても見直しを行い、利用者からの問合せに24時間365日体制で対応した。</p> <p>○ 申込受付終了に向けた周知活動については、社会福祉振興助成事業との連携等により、</p>	<p>評定 B</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>○法人の自己評価について</p> <p>本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」(令和4年3月2日改定、総務大臣決定)に即して記載されており質が高く、評価の視点に即し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できる。</p> <p>○適切な事業実施及び事業の終了に向けた取組</p> <p>年金受給者にとって真に必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮し融資を行った。</p> <p>また、第4期中期目標策定後、速やかに申込受付の終了予定を周知するためのチラシやパンフレットを作成し、適宜変更等を行った。</p> <p>その後も、令和2年5月に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、令和3年度末で新規申込受付を終了することが決定したことを踏まえ、チラシやパンフレットの見直しを行い、申込受付終了以降の対応を想定した新たなチラシを作成して、全ての受託金融機関や関係団体に事前送付するなど、利用者等への幅広い周知が図られる対応を行い、新規申込</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>(見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <p><今後の課題></p> <p>(見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <p><その他事項></p>
				年度	貸付契約額	資金交付額																																					
平成30年度	37,691,700千円	37,691,700千円																																									
令和元年度	31,609,860千円	31,609,860千円																																									
令和2年度	21,886,300千円	21,886,300千円																																									
令和3年度	23,075,740千円	23,075,740千円																																									
令和4年度	2,082,360千円	2,082,360千円																																									
年度	貸付契約額	資金交付額																																									
平成30年度	863,410千円	863,410千円																																									
令和元年度	738,490千円	738,490千円																																									
令和2年度	547,940千円	547,940千円																																									
令和3年度	585,650千円	585,650千円																																									
令和4年度	46,050千円	46,050千円																																									

<p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努めること。</p> <p>(2) 業務の円滑な終了に向けて着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p>	<p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2) 業務の円滑な終了に向けて着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。</p> <p>(関連指標) ○貸付条件変更実績 ・貸付条件変更件数</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、安定的かつ効率的な業務運営に努めているか。</p> <p>○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。</p> <p>○ 返済中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。</p>	<p>【業務運営コストの貸付金利への反映】#55</p> <p>○ 各年度において前年度決算及び福祉医療機構債券の発行状況等を踏まえ、業務運営コストを分析し、事業の終了時期を見据えて損益が均衡する金利水準の検証を行いつつ、貸付金利へ反映する等、安定的かつ効率的な業務運営に努めた。</p> <p>【無理のない返済に配慮した制度の運用】#56</p> <p>○ 利用者にとって真に必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮するため、平成26年12月に貸付限度額や、返済上限の引下げ及び疎明資料による資金使途、必要額の確認などの制度変更を行った。</p> <p>制度変更後は平均返済額が変更前と比較して下回っており、令和4年度の実績では、平均返済額が制度変更前の5.8万円から3.9万円(△1.9万円)、また、年金受給額に占める返済額の割合の平均は33.1%から19.8%(△13.3%)となった。</p> <p>【返済条件の変更措置の実施等】#57</p> <p>○ 返済中に生活困難に陥った者や令和2年度以降においては新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者も含めた貸付条件変更について、次のとおり変更承認を行い、利用者の生活安定を支援することに寄与した。</p> <table border="1" data-bbox="1012 1394 1433 1671"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>変更承認件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>277件</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>243件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>595件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>234件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>268件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 災害救助法の適用となった災害や令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症による影響への対応については、機構ホームページで速やかに貸付条件変更等の周知を行った。</p>	年度	変更承認件数	平成30年度	277件	令和元年度	243件	令和2年度	595件	令和3年度	234件	令和4年度	268件	<p>福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携の拡充に努めた結果、中期目標の42団体との連携・協力を確保することができたところであり、それぞれの団体にチラシやパンフレットを適宜送付するとともに、令和4年4月以降の新たな対応要領(Q&A等)を事前送付するなど、引き続き利用者等への幅広い周知が図られるよう着実に実施した。</p> <p>○ 毎年度、受託金融機関事務説明会を開催し、厚生労働省と連携して説明を実施したほか、当日の資料や各種の事務連絡をWAM NET掲示板に掲載して情報共有を図るなど、連携強化に努めた。</p> <p>さらに、最終申込受付の対応等に係る事務連絡を発出するとともに、事業終了を見据え債権回収の強化等を図るために、全面改訂した年金担保貸付事務取扱を受託金融機関宛に送付した。</p> <p>○ 以上のとおり、申込受付終了に向けて必要と考えられる可能な限りの取組について、厚生労働省や全国銀行協会等とも事前調整して対応した結果、受託金融機関の窓口や利用者にて特段の混乱が生じることなく最終貸付を完了することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>受付終了までの間、受託金融機関の窓口や利用者にて特段の混乱が生じることのない運用を行った。</p> <p>○評価 所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。</p> <p><今後の課題> 申込受付終了後における既往債権の管理回収業務については、返済中の利用者には配慮しつつ、引き続き着実な実施を図るとともに、安定的かつ効率的な業務運営に努め、円滑な業務終了に向けた適切な措置を行うことを期待する。</p>	
年度	変更承認件数																	
平成30年度	277件																	
令和元年度	243件																	
令和2年度	595件																	
令和3年度	234件																	
令和4年度	268件																	

<p>(3) 円滑に業務を終了する観点から、令和4年3月末をもって申込受付を終了したこと及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者等への適切な対応に努めること。</p>	<p>(3) 円滑に業務を終了する観点から、令和4年3月末をもって申込受付を終了したこと及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者等への適切な対応に努める。</p>	<p>○ 申込受付を終了したこと及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めているか。</p>	<p>【新規貸付終了に係る利用者への対応】 #58</p> <p>○ 第4期中期目標期間初年度の平成30年7月に、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の申込受付終了予定についてチラシ、パンフレット、機構ホームページ等で速やかに周知広報を実施し、その後、随時改訂しながら周知を行った。</p> <p>令和3年度においては、申込受付終了の半年前から機構ホームページ等で必要な注意喚起を図るとともに、その後の窓口対応や利用可能な他制度等照会先を記載した新たなチラシの配布、機構ホームページ等の全面改訂を行い、令和4年4月以降も継続して、申込受付終了等に係る周知広報を実施した。</p> <p>また、受託金融機関と緊密な連携を図るため、毎年度、事務説明会を開催するとともに、適時・的確な事務連絡の送付やWAMNET掲示板を通じて対応の共有化を図った。</p> <p>○ 受託金融機関における適切な対応に資するよう、令和元年6月以降は、申込受付終了により次回の申込ができない借入者の発生を受託金融機関に注意喚起するとともに、対象者の早見表や利用者対応に関するQ&Aを提供して、窓口現場の対応を支援した。</p> <p>○ 毎年度、全国7ヶ所で受託金融機関事務説明会を開催し、厚生労働省と連携した説明を行うとともに、欠席した金融機関に対しては、当日の資料送付及びWAMNET掲示板へ掲載して対応した。また、厚生労働省と連携して取扱件数の多い金融機関を中心に、個別訪問によるフォローアップを実施した。(実績：50機関)</p> <p>加えて、最終の申込受付に係る対応として、借入申込関係書類に不備があった際の手続き等について事務連絡を発出するとともに、事業終了を見据え、債権回収を強化するために全面改訂した年金担保貸付事務取扱を受託金融機関宛に送付するなど連携の強化を図った。</p> <p>○ 令和2年度に年金担保貸付の利用者1万人</p>			
--	--	--	---	--	--	--

<p>なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。</p> <p>(4) 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保</p>	<p>なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行う。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○受託金融機関に対する周知実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託金融機関事務説明会開催実績 ・受託金融機関個別訪問実績 ・全国銀行協会等との意見交換実績 <p>(4) 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保</p>	<p>○ 利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行っているか。</p>	<p>に対して、現在の利用状況や代替措置に関する意向に係るアンケート調査を実施し、4,034名からの回答が得られた。</p> <p>その集計・分析を通じて、年金受給者の一時的な資金需要は根強く残っていること、代替措置と位置付けられる家計改善支援事業や生活福祉資金貸付制度に対する利用意向が高いこと等が把握できた。</p> <p>アンケート調査の結果を報告書として取りまとめ、年金担保貸付の事業実施主体の立場から、今後の代替措置の確保に向けた提言内容を含めて厚生労働省関係部署への報告を行うとともに、機構ホームページで公表した。</p> <p>【関係団体等との連携・協力による周知活動】</p> <p>#59</p> <p>○ 申込受付終了に向けた周知活動については、社会福祉振興助成事業との連携等により、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携の拡充に努めた結果、平成29年度末の32団体から131%の増となる42団体との連携・協力を確保した。</p> <p>それぞれの団体にチラシやパンフレットを適宜送付するとともに、令和4年4月以降の対応を想定した新たな対応要領(Q&A等)を事前送付するなど、引き続き利用者等への幅広い周知対応が図られる態勢整備を着実に進めた。</p>			
---	--	--	---	--	--	--

<p>債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 42 団体以上との連携・協力による周知活動を行うこと。(令和 2 年度実績：42 団体) 	<p>債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 42 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。 	<p>○ 周知活動における連携・協力団体数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>【周知活動における連携・協力団体数】 #60</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>			
---	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-8	承継年金住宅融資等債権管理回収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第1項及び第3項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報											②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度				30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
長期延滞債権の回収処理割合（計画値）	18%以上	—	18%以上	18%以上	18%以上	18%以上	18%以上				予算額（千円）	1,601,966	1,487,031	1,505,253	1,321,160	1,181,171
長期延滞債権の回収処理割合（実績値）	—	17.3%	22.0%	23.4%	19.5%	20.7%	20.9%				決算額（千円）	1,586,083	1,405,726	1,295,223	1,183,467	1,134,118
達成率	—	—	122.2%	130.0%	108.3%	115.0%	116.1%				経常費用（千円）	1,625,097	1,407,216	1,266,572	1,176,591	1,108,177
											経常利益（千円）	15,590,680	13,055,780	10,856,698	8,974,898	7,333,850
											行政コスト（千円）	—	1,407,216	1,266,572	1,176,591	1,108,177
											行政サービス実施コスト（千円）	△16,014,981	—	—	—	—
											従事人員数	28.70人	26.29人	27.01人	25.07人	23.62人

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)	
<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。</p> <p>(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機</p>	<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。</p> <p>(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 長期延滞債権について、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 業務終了を見据えた検討に際して、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努めているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 長期延滞債権については、毎年度、総件数に対して18%以上の回収処理(平均21.3%)を行い、中期計画を達成した。</p> <p>【業務終了を見据えた検討】#61</p> <p>○ 業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握等を行うとともに、関係機関ヒアリングから把握した課題等を全体整理することにより、当該業務の終了を見据えた具体的な検討に向けて国と調整を行った。</p> <p>○ 第3期中期目標期間において、多くの関係機関との調整で合意された第三者弁済契約の延長等について、その後の実施状況や、平成30年4月に発足した新設合併法人をはじめとする関係転貸法人の事業動向等を把握しつつ、令和5年度から実施する関係機関との協議・調整に向けた準備検討を着実に進めた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握等を行うとともに、関係機関ヒアリングで把握した課題等を全体整理することにより、当該業務の終了を見据えた具体的な検討に向けた準備対応を進め、国と調整のうえ関係者協議に向けた方向性を共有した。</p> <p>○ 第3期中期目標期間において、多くの関係機関との調整で合意された第三者弁済契約の延長等について、その後の実施状況や、平成30年4月に発足した新設合併法人をはじめとする関係転貸法人の事業動向等を把握しつつ、令和5年度から実施する関係機関との協議・調整に向けた準備検討を着実に進めた。</p> <p>○ 承継債権管理回収勘定における将来の収支状況の把握等に資するため、業務システムに将来推計の機能を追加し、運用を開始した。</p> <p>○ 承継年金住宅融資等の貸付先について、毎年度、財務状況等の把握・分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。</p> <p>○ 貸付先の保証人等については、毎年度、受託金融機関等に調査を行い、必要な手続きが適切に行われたことを確認するとともに、転貸債権に係るローン保証会社の保証履行能力について格付けにより実態把握・分析を行った。</p> <p>また、令和2年4月の改正民法施行に伴う保証人変更契約書の様式変更について、必要な調査や調整を行い、受託金融機関で適切な運用が図られるよう対応した。</p> <p>○ 貸付先との交渉が難航して回収が進まなかった債権や過去に貸付先が破綻して機構が直接管理している債権等について、受託金融機関等と連携して、担保物件の処分等によって回収処理等を行った。</p> <p>○ 住宅金融支援機構への委託分債権(自然人</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>○ 法人の自己評価について</p> <p>本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」(令和4年3月2日改定、総務大臣決定)に即して記載されており質が高く、評価の視点に即し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できる。</p> <p>○ 業務の終了を見据えた検討</p> <p>業務運営コストの分析及び将来の収支状況の見込みの把握等を行うとともに、関係機関ヒアリングから把握された課題等の全体整理を行うことにより業務の終了を見据えた具体的な検討に向けた準備対応を進め、国との調整を行った。</p> <p>○ 評価</p> <p>所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。</p> <p><今後の課題></p> <p>承継年金住宅融資等債権の残高については、減少傾向が続くことから、債権残高の将来見通しを踏まえ、関係機関との緊密な連携及び調整を進めつつ、事業の終了を見据えた具体的な検討を行うことを期待する。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p>(見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <p><今後の課題></p> <p>(見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <p><その他事項></p>		

<p>関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努めること。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p>	<p>関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努める。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。</p>	<p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努めているか。</p>	<p>○ 承継債権管理回収勘定における将来の収支状況の把握等に資するため、業務システムに将来推計の機能を追加し、運用を開始した。</p> <p>【保証履行能力等を踏まえた適切な債権管理】 #62</p> <p>○ 転貸法人について、毎年度、決算書を徴求し、財務状況等の把握・分析を行うとともに、必要に応じて、ヒアリング及び指導を行った。</p> <p>○ 住宅生活協同組合等について、毎年度、受託金融機関から現状の報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握・分析を行った。</p> <p>○ 貸付先の保証人等については、毎年度、受託金融機関等に調査を行い、その結果に基づき保証人の変更等の対応を図り、必要な手続きが適切に行われたことを確認した。</p> <p>また、令和2年4月の改正民法施行に伴う保証人変更契約書の様式変更について、必要な調査や調整を行い、受託金融機関で適切な運用が図られるよう対応した。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、毎年度、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を実施し、貸倒引当金を適正に計上した。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社の保証履行能力について格付け (Moody's、S&P) により実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。</p> <p>○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、転貸法人の現場対応の状況等を電話・メール等で随時確認し、住宅金融機構等の動向を把握した上で必要な情報提供や指導を行った。</p> <p>○ 各転貸法人の現場において、短期延滞の解消や長期延滞の防止、関係金融機関との連携等に携わる専門員及び転貸法人からの定期報</p>	<p>保証) で期限の利益を喪失した債権についてサービサー (債権回収会社) への再委託を令和2年度から開始した。</p> <p>○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更366件 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緩和措置の適用143件を含む。)、民事再生法の適用による返済条件の変更23件の措置を講じた。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、返済が困難となった借入者への返済条件の変更等について、機構ホームページで周知を行うとともに、143件 (再掲) の措置を講じ、借入者のニーズに速やかに対応できた。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住宅金融支援機構の動向を把握し、転貸法人に必要な事務連絡の発出等を行った。</p> <p>また、令和2年度以降、年2回の約定償還時に先駆けて、主な貸付先に対し新型コロナウイルス感染症の影響の有無等についてモニタリングを実施するとともに、過去に破綻した貸付先に係る債権管理への影響等について受託金融機関等から毎月報告を受け、いずれも特段の支障等が生じていないことを確認した。</p> <p>○ 長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の処分を行ったことなどにより、総件数に対して21.3% (中期目標期間の平均) の回収処理を行い、中期計画の目標値を上回る (中期目標期間における達成率平均118.3%) ことができた。</p> <p>○ 以上の取組の結果、国庫納付金として、約3,544億円 (平成30~令和4年度) を国庫納付する予定であり、引き続き公的年金の給付財源に寄与した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>		
--	--	---	---	--	--	--

<p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生を抑制に努めること。</p>	<p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生を抑制に努める。 (関連指標) ○適時的確な債権回収の実績 ・年金住宅融資等債権の元金回収率</p>	<p>○ 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生を抑制に努めているか。</p>	<p>告(年2回)、専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議を毎年度開催し、専門員を通じて転貸法人の債権管理に関する指導を行った。</p> <p>○ 令和2年度以降、年2回の約定償還時に先駆けて、主な貸付先に対し新型コロナウイルス感染症の影響の有無等についてモニタリングを実施するとともに、過去に破綻した貸付先に係る債権管理への影響等について受託金融機関等から毎月報告を受け、いずれも特段の支障等が生じていないことを確認した。</p> <p>【適時的確な債権回収】#63</p> <p>○ 貸付先との交渉が難航して回収が進まなかった債権や過去に貸付先が破綻して機構が直接管理をしている債権について、受託金融機関等と連携して担保物件の処分等によって回収を行った。</p> <p>○ 住宅金融支援機構への委託分債権(自然人保証)で期限の利益を喪失した債権に係るサービサー(債権回収会社)への再委託を令和2年度から開始し、同機構と連絡を密に取りつつ準備を進め、延滞長期化の抑制(債務者に係る時効更新)を図った。</p> <p>○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更366件(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緩和措置の適用143件を含む)、民事再生法の適用による返済条件の変更23件の措置を講じた。 また、災害等の発生時には、機構ホームページで速やかに返済猶予等周知を行った。</p> <p>○ 短期延滞債権については、迅速かつ着実な督促を行うため、転貸法人へのヒアリングや関係団体の役員会・総会及び専門員会議において周知徹底を図った。</p> <p>【延滞債権への対応】#64</p> <p>○ 長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の</p>			
<p>(4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保</p>	<p>(4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保</p>	<p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人</p>				

<p>証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p> <p>(5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行うこと。(第3期中期目標期間実績：平均17.8%) 	<p>証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p> <p>(5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。 	<p>に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p> <p>○ 長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。</p>	<p>処分を行った。</p> <p>【長期延滞債権の回収処理割合】#65</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>			
--	---	---	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-9	一時金支払等業務及び補償金支払等業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の3第1項及び第5条の5第1項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号26（内閣官房） 令和4年度行政事業レビューシート番号247（厚生労働省）

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
									予算額（千円）	—	(一時金) 11,167,039 (補償金) 5,422,001	(一時金) 3,405,515 (補償金) 11,517,779	(一時金) 1,758,266 (補償金) 2,960,550	(一時金) 1,318,280 (補償金) 1,906,493
									決算額（千円）	—	(一時金) 1,596,426 (補償金) 1,478,432	(一時金) 1,368,357 (補償金) 8,869,033	(一時金) 323,778 (補償金) 1,105,403	(一時金) 248,623 (補償金) 604,780
									経常費用（千円）	—	(一時金) 1,652,881 (補償金) 1,518,015	(一時金) 1,364,090 (補償金) 8,888,258	(一時金) 321,334 (補償金) 1,117,220	(一時金) 232,431 (補償金) 557,720
									経常利益（千円）	—	(一時金) 0 (補償金) 0	(一時金) △9,632 (補償金) 0	(一時金) 0 (補償金) 0	(一時金) 0 (補償金) 0
									行政コスト（千円）	—	(一時金) 1,652,881 (補償金) 1,518,015	(一時金) 1,364,090 (補償金) 8,888,258	(一時金) 321,334 (補償金) 1,117,220	(一時金) 232,431 (補償金) 557,720
									従事人員数	—	(一時金) 4.33人 (補償金) 1.16人	(一時金) 3.54人 (補償金) 3.72人	(一時金) 3.76人 (補償金) 4.07人	(一時金) 2.89人 (補償金) 2.32人

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																					
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)																																				
<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)に基づく一時金等及びハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号)に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。</p>	<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)に基づく一時金等及びハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第55号)に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ○ 一時金等及び補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めているか。</p>	<p>【業務の適切かつ迅速な実施】#66</p> <p>○ 国と緊密に連携のうえ、適切かつ迅速な支払業務を行い、毎月、確実に支払いを完了するとともに、速やかに支払状況を国に報告した。</p> <p>○ 秘匿性の高さから個人情報の取扱いに特に配慮する必要があるため、国との一時金及び補償金の支払情報の授受については、セキュリティ性の高いWAM NET 掲示板を活用した。</p> <p>○ 一時金支払等業務及び補償金支払等業務の支払実績は、次のとおりである。</p> <p>《一時金支払等業務》 (単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度(※)</td> <td>476</td> <td>1,524</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>410</td> <td>1,313</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>86</td> <td>275</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>66</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>1,038</td> <td>3,324</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 令和元年6月から支払いを開始した。</p> <p>《補償金支払等業務》 (単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度(※)</td> <td>1,061</td> <td>1,459</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>5,555</td> <td>8,807</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>690</td> <td>1,048</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>362</td> <td>568</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>7,668</td> <td>11,881</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 令和2年1月から支払いを開始した。</p>	区分	件数	金額	令和元年度(※)	476	1,524	令和2年度	410	1,313	令和3年度	86	275	令和4年度	66	211	累計	1,038	3,324	区分	件数	金額	令和元年度(※)	1,061	1,459	令和2年度	5,555	8,807	令和3年度	690	1,048	令和4年度	362	568	累計	7,668	11,881	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>○ 一時金支払等業務及び補償金支払等業務ともに、国と緊密に連携のうえ、適切かつ迅速な支払業務を行い、毎月、確実に支払いを完了するとともに、速やかに支払状況を国に報告した。</p> <p>○ 一時金及び補償金の支払いにあたっては、個人情報の取扱いに特に配慮する必要があるため、国との一時金及び補償金の支払情報の授受については、セキュリティ性の高いWAM NET 掲示板を活用した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> ○ 一時金支払等業務及び補償金支払等業務について、毎月確実に支払いを完了するとともに、支払い状況についても速やかに報告しており、支払業務を適切かつ迅速に実施している。また、一時金及び補償金の支払にあたっては、WAM NET 掲示板を活用し、個人情報の取扱いに配慮しつつ業務を実施している。</p> <p>○ 所期の目標を達成していることを見込まれることから、「B」評価とする。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <p><今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <p><その他事項></p>
区分	件数	金額																																								
令和元年度(※)	476	1,524																																								
令和2年度	410	1,313																																								
令和3年度	86	275																																								
令和4年度	66	211																																								
累計	1,038	3,324																																								
区分	件数	金額																																								
令和元年度(※)	1,061	1,459																																								
令和2年度	5,555	8,807																																								
令和3年度	690	1,048																																								
令和4年度	362	568																																								
累計	7,668	11,881																																								

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書 (業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務・システムの効率化と情報化の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 723・768

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施する。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ○ 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【情報化推進計画に基づくシステム導入・改善】#67</p> <p>○ 情報化推進計画に基づき、次の情報システムの導入及び改善を実施し、機構が行う各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援した。</p> <p>a 福祉医療貸付事業において、制度改正等に伴う融資条件の変更に対応するため、毎年度、貸付総合電算システムの改修を実施した。</p> <p>また、令和2年度以降は、新型コロナウイルス対応支援資金に係る膨大な申込みへの迅速な対応や債権管理業務の省力化を図るための各種機能追加を行ったほか、令和4年度からは「クラウド・バイ・デフォルト原則」を踏まえ、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に準拠したクラウド基盤への移行に着手した。</p> <p>さらに、期中管理態勢強化のため令和3年度から自己査定支援システムを開発、運用を開始した。</p> <p>b 福祉医療経営指導事業において、診療・介護報酬等改定時における対応のほか、令和2年度以降、新型コロナウイルス対応支援資金において貸付が増大している一般診療所の経営分析機能を追加等するため、事業報告書等電子報告システムの改修等を行った。</p> <p>c 退職手当共済事業において、手続きのオンライン化や効率化を目的とした新システムの構築に向けて、要件定義を行い設計・開発の調達を実施した。</p> <p>d WAMNET事業において、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム及び障害福祉サービス等情報公表システムについては、利用者の利便性向上のための改修や国等の</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 情報化推進計画に基づき、次のとおり情報システムの導入及び改善を実施し、機構が行う各事業・業務の効率的かつ安定的に支援することができた。</p> <p>a 福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムについては、毎年度、制度改正に伴う改修を行ったほか、ISMAPに準拠したクラウド基盤への移行に着手した。</p> <p>b 福祉医療貸付事業に係る債権の期中管理態勢強化のため、自己査定支援システムを開発した。</p> <p>c 事業報告書等電子報告システムについては、報酬改定への対応機能追加等の改修を実施し、業務の効率化を図った。</p> <p>d 退職手当共済事業における新システム構築に向けた対応を行った。</p> <p>e WAMNET事業において、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害福祉サービス等情報公表システム」については、国等の要望を踏まえた機能追加等の改修を行うとともに、「子ども・子育て支援情報公表システム」、「障害者支援施設等災害時共有システム」及び「児童福祉施設等災害時情報共有システム」を構</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>○システムの導入及び改善 情報化推進計画に基づくシステム改善として、 ・福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムに係る機能の追加等、 ・財務諸表等電子開示システム及び障害福祉サービス等情報公表システムに係る機能の追加等、 の改修を実施するなど、業務の効率化に努めている。</p> <p>また、新たに ・福祉医療貸付事業に係る債権の期中管理態勢強化のための、自己査定支援システムの開発、 ・子ども・子育て支援情報公表システム、障害者支援施設災害時情報共有システム及び児童福祉施設災害時情報共有システムの構築を行い、 ・退職手当共済システムについては、各種手続きのオンライン化を目指して、新システムの要件定義に関する調達を開始、するなど、組織として、各事業・業務の実施を効率的かつ安定的な支援の実施に取り組んでいる。</p> <p>また、災害発生時等に事業所外からもテレワークにより業務継続が可能となるよう、高度なセキュリティが確保されたシステムの環境整備を行った。</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>(見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <p><今後の課題></p> <p>(見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <p><その他事項></p>		

<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。</p>	<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能及び知識の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施</p>	<p>○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。</p> <p>○ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。</p>	<p>要望を踏まえた機能追加等を行った。</p> <p>また、厚生労働省からの依頼を受け、令和元年度に、子ども・子育て支援情報公表システムを構築し、さらに令和2年度には、災害発生時に被災した保育所等の児童福祉施設や障害福祉サービス施設等の被災状況などを国や自治体が共有する災害時情報共有システムを構築した。</p> <p>e WAM NET 基盤の更改にあたり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえ、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に準拠したクラウド基盤へ移行した。</p> <p>○ 令和2年度には、想定を超える感染症の感染拡大や災害発生時にも、テレワークにより機構の業務継続を確実に可能とするため、高度なセキュリティを確保しながら事務所外から機構内LANへリモート接続を可能とするシステム環境整備を行った。</p> <p>○ コロナ禍で対面での実施が困難となっていた福祉医療貸付事業ほか各業務に係る相談業務について、顧客等とのコミュニケーションを安全に確保するとともに、サービスの質の維持・向上を図るため、令和2年度からWeb会議サービスを導入した。</p> <p>なお、導入にあたっては、現行の政府統一基準に準拠し、高度なセキュリティ確保が可能なシステムを厳選した。</p> <p>【情報管理担当部署の専門性向上】#68</p> <p>○ 情報管理担当部署の専門性の向上を図るため、CIO 補佐官によるICT人材育成のための研修を実施した。</p> <p>また、研修プログラムに基づき、情報セキュリティに関する知識や情報セキュリティインシデントに関する知識、情報システムの構築技法及び見積り等に関する知識習得に係る外部研修を受講した。</p> <p>【職員研修の実施】#69</p> <p>○ 機構職員のICTリテラシーの向上を図るため、毎年度、策定する情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等によるOA研修（eラーニング研修：Word、Excel、PowePoint等）、業務システム等操作研修及びCIO補佐官によるICTリテラシーの向上のための研修を役職員向けに実施した。</p>	<p>築した。</p> <p>f WAM NET 基盤の更改にあたり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえ、ISMAPに準拠したクラウド基盤へ移行した。</p> <p>○ 事務所外から機構LANへの接続を可能とする高度なセキュリティが確保されたシステム環境整備を行い、新型コロナウイルス感染拡大や災害発生時等においても機構の業務継続が可能となる体制整備を図った。</p> <p>○ コロナ禍により、機構各業務において、対面による相談や会議の開催が困難となったため、Web会議サービスを導入し、顧客等とのコミュニケーションについて安全性を確保しつつ、サービスの質の維持・向上を図るとともに、業務の効率化及び円滑な実施を支援した。</p> <p>○ 情報セキュリティに関する知識や情報セキュリティインシデント等に関する知識習得に係る外部研修の受講により、情報管理担当部署の専門性の向上を図った。</p> <p>○ 情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等によるOA研修を実施するとともに、CIO補佐官による役職員向け研修を実施するなど、機構職員のICTリテラシーの向上を図った。</p>	<p>○研修</p> <p>情報セキュリティ関連の研修受講、CIO補佐官によるICT人材育成研修及び情報システム関連の研修等の実施により、情報システムや情報セキュリティに関する知識の習得、機構職員のITリテラシーの向上に取り組んでいる。</p> <p>○評価</p> <p>業務の効率化に向けた各種システムの改修、整備に取り組んでいること、各種研修による情報システムや情報セキュリティに関する知識の習得、職員のICTリテラシーの向上を図るなど、業務・システムの効率化と情報化の推進に努めており、所期の目標を達成していることと見込まれることから、「B」評価とする。</p>	
-----------------------------------	--	---	--	---	---	--

	する。		年度	OA 研修	システム 操作研修	ICT リテラ シー研修	<課題と対応> 特になし。		
			平成 30 年度	343 名	129 名	75 名			
			令和元年度	233 名	82 名	73 名			
			令和 2 年度	195 名	30 名	148 名			
			令和 3 年度	276 名	134 名	92 名			
			令和 4 年度	258 名	136 名	91 名			

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	経費の節減		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 723・768

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報
経費節減(計画値) (百万円)	中期目標期間の最終年度において、一般管理費は70百万円、業務経費は296百万円		(一般管理費) 80 (△3%) (業務経費) 308 (△1%)	(一般管理費) 77 (△6%) (業務経費) 305 (△2%)	(一般管理費) 75 (△9%) (業務経費) 302 (△3%)	(一般管理費) 72 (△12%) (業務経費) 299 (△4%)	(一般管理費) 70 (△15%) (業務経費) 296 (△5%)	—
経費節減(実績値) (百万円)	年度計画値の100%	(一般管理費) 82 (業務経費) 311	(一般管理費) 85 (業務経費) 331	(一般管理費) 78 (業務経費) 314	(一般管理費) 73 (業務経費) 302	(一般管理費) 72 (業務経費) 297	(一般管理費) 70 (業務経費) 295	—
上記削減率(%)	中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度(一般管理費82百万円、業務経費311百万円)と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度削減		(一般管理費) 3.7% (業務経費) 6.3%	(一般管理費) △4.3% (業務経費) 0.9%	(一般管理費) △10.9% (業務経費) △3.0%	(一般管理費) △12.8% (業務経費) △4.7%	(一般管理費) △15.1% (業務経費) △5.1%	
達成度	—		(一般管理費) 94.1% (業務経費) 93.1%	(一般管理費) 98.7% (業務経費) 97.1%	(一般管理費) 102.7% (業務経費) 100.0%	(一般管理費) 100.0% (業務経費) 100.7%	(一般管理費) 100.0% (業務経費) 100.3%	—

(注) 削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
2 経費の節減	2 経費の節減	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・保険勘定）に係る一般管理費及び業務経費については、中期目標期間の最終事業年度（令和4年度）において、基準額（平成29年度決算額）に対して、人材派遣職員及び再雇用職員等の人員配置の最適化を着実に推進したことにより、一般管理費△15.1%（目標△15%）、業務経費△5.1%（目標△5%）の額を節減し、中期計画を達成した。</p> <p>【業務方法の改善による事務効率化及び経費節減】#70</p> <p>○ 業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減の取組として、以下のとおり実施した。</p> <p>（平成30年度から実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、破綻した貸付先に係る回収業務の委託業務内容の見直し等を通じて、業務委託手数料を削減。 さらに、承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、有価証券（国債）による根質権を担保としている貸付先と交渉し、根抵当権へと担保を変更したことに伴い、担保有価証券を保管する委託先（信託銀行）との間で締結している担保有価証券管理事務請負契約の早期解約が可能となり、完済までの委託費を削減。 （令和元年度から実施） 退職手当共済事業において、退職手当共済制度マニュアルの印刷及び送付を取り止め、機構ホームページからのダウンロード方式に変更することで、印刷製本費や通信運搬費の削減。 また、繁忙期の人材派遣職員に係る経費節減及び労務管理の負荷軽減等を図るため、令和2年度から段階的に事務処理の委託化を進める計画を策定。 （令和2年度から実施） 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、システム運用保守業務の契約内容の見直しによる節減。 承継年金住宅融資等債権管理回収業務においても、同様の見直しによる契約額の削減。 （令和3年度から実施） 心身障害者扶養保険事業において、「令和2年の地方からの提案等に関する 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 経費の削減については、業務量が増加する中、業務の質を確保に留意しつつ効率的な執行に努めるとともに、人材派遣職員等の人員配置の最適化を着実に推進した結果、一般管理費、業務経費ともに中期計画を達成することができた。</p> <p>○ 契約の適正化については、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正性及びかつ透明性を確保した調達手続により、迅速かつ効果的な調達を推進した。</p> <p>○ 給与水準については、その適正化に向けて、機構独自の特別都市手当据置の継続、55歳を超える職員に対する給与体系の見直し等を実施してきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は平成30年度から令和4年度までの平均で100.4ポイントとなった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>○ 節減の取組 経費節減に向けた取組として、職員等の人員配置の最適化による人材派遣料等の節減に努めている。また、事務消耗品等の購入単価の引下げを図るなど、費用負担の軽減に努めたことにより一般管理費、業務経費ともに中期計画を達成する見込みが立っている。</p> <p>○ 契約の適正化 契約の適正化に向けて、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施している。</p> <p>○ 評価 上記の取組等により、一般管理費及び業務経費の節減率は目標を達成する見込であり、事務の効率化及び経費の節減に努めており、所期の目標を達成していることと見込まれることから、「B」評価とする。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p>（見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載）</p> <p><今後の課題></p> <p>（見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載）</p> <p><その他事項></p>

(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施すること。

(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。

○ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。

対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)に基づき、令和3年度から保険契約者(地方公共団体)が機構に提出する年金給付保険金支払対象障害者の現況及び死亡の届出において、住民票の写しの添付を省略するなど事務を効率化

- ・ 退職手当共済事業及び心身障害者扶養保険事業において、「国が行う行政手続きに準じた押印の見直し」に準じて、令和3年度から各提出書類に係る様式の統廃合及び押印の省略などを実施し事務を効率化。
- ・ において、「国が行う行政手続きに準じた押印の見直し」に準じて、令和3年度から各地方公共団体からの提出書類に係る様式の統廃合及び押印の省略など事務を効率化
(令和4年度から実施)
- ・ 退職手当共済事業において、業務委託先が参加する「事務連絡会」の参加方式を、参集とオンラインの併用とすることで、事務を効率化及び参加旅費を節減。

【契約適正化の推進のための取組】#71

- 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページで公表した。
- 「調達の適正化について(依頼)」(平成22年4月6日厚生労働省発総0406第5号)を踏まえ、全ての調達は原則として一般競争入札によることとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく調達等合理化推進委員会においては、入札における仕様書等の内容や随意契約とする理由の審議を徹底した。
また、毎年度、契約監視委員会を開催し、当該年度の「調達等合理化計画(案)」(前年度調達等合理化計画に係る自己評価の報告を含む)の事前点検を行うとともに、前年度に契約を締結した新たな競争性のない随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件について事後点検を行った。

年度	競争性のある契約		競争性のない随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成30年度	30件	6.9億円	12件	4.2億円	42件	11.1億円
令和元年度	35件	32.6億円	7件	0.4億円	42件	33.1億円
令和2年度	38件	15.3億円	19件	17.3億円	57件	32.6億円
令和3年度	29件	9.9億円	5件	0.2億円	34件	10.1億円
令和4年度	50件	99.2億円	8件	23.7億円	58件	122.9億円

(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 令和2年度件数には、コロナ対応に係る調達として競争性のある契約8件、競争性のない随意契約10件が含まれる。

<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉</p>	<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の</p>	<p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p>	<p>○ 「調達等合理化計画」に基づき、以下の項目について重点的な取組を行った。</p> <p>a 競争性のない随意契約に対する取組 会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保した。 また、調達等合理化推進委員会において、対象となる随意契約全件の事前点検を行った。</p> <p>b 一者応札・応募に対する取組 機構ホームページにおいて公表している「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき、公告期間の確保や不当な資格要件を設定しない等によって、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んだ。</p> <p>【一般管理費等の節減】#72</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>			
---	---	--	--	--	--	--

<p>医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表すること</p>	<p>普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>○ 役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表しているか。</p>	<p>【給与水準の検証及び取組状況の公表】#73</p> <p>○ 在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数（年齢差勘案）と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は概ね国家公務員と同水準を維持している。</p> <p>○ 毎年度、給与水準の適正化に係る検証を行うとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに公表した。</p> <p>○ラスパイレス指数の状況</p> <table border="1" data-bbox="914 1797 1825 1887"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対国家公務員</th> <th>地域勘案</th> <th>学歴勘案</th> <th>地域・学歴勘案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	対国家公務員	地域勘案	学歴勘案	地域・学歴勘案								
年度	対国家公務員	地域勘案	学歴勘案	地域・学歴勘案												

				平成30年度	114.5	101.4	111.5	99.4			
				令和元年度	115.7	102.7	112.7	100.4			
				令和2年度	116.5	103.4	113.2	100.9			
				令和3年度	116.2	103.1	113.2	100.8			
				令和4年度	115.6	103.0	112.7	100.7			
				(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数							

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 723・768

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																													
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)																												
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>なお、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 自己資金調達による貸付原資の確保</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【運営費交付金以外の収入の確保】#74</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業収入および福祉保健医療情報事業収入については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた。なお、福祉医療経営指導事業収入については、新型コロナウイルスの影響で、令和2年度以降、セミナーを開催できなかったことにより減少した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療経営指導事業収入</td> <td>61,201</td> <td>72,865</td> <td>20,778</td> <td>21,296</td> <td>29,647</td> </tr> <tr> <td>福祉保健医療情報サービス事業収入</td> <td>3,046</td> <td>4,284</td> <td>5,007</td> <td>3,816</td> <td>6,299</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>64,247</td> <td>77,148</td> <td>25,785</td> <td>25,112</td> <td>35,945</td> </tr> </tbody> </table> <p>【債券の発行等による資金調達】#75</p> <p>○ 福祉医療機構債券の発行については、IR(投資家向け広報活動)を積極的に実施、毎年度適切な発行条件で円滑な資金調達を行っ</p>		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	福祉医療経営指導事業収入	61,201	72,865	20,778	21,296	29,647	福祉保健医療情報サービス事業収入	3,046	4,284	5,007	3,816	6,299	合計	64,247	77,148	25,785	25,112	35,945	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業収入および福祉保健医療情報事業収入については、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた。</p> <p>○ 福祉医療機構債券の発行については、機構の社会貢献性の高さを広く周知するため、令和3年度及び令和4年度にソーシャルボンドの発行を行い、投資表明を67件獲得した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、従来の対面方式に加え、動画配信やオンライン会議システム等を活用し、発行に係る説明会及びIR(投資家向けの広報活動)を実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。</p> <p>○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機構への意見表示を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、35.6億円の不要財産(現預金)を国庫納付(平成30年～令和4年度)した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>		<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>○自己収入の確保 自己収入の確保については、令和2年度、3年度は新型コロナウイルスの影響により、福祉医療経営指導事業等で当初予定していた事業収入を下回ったものの、第4期中期目標期間を通じて、利用者負担に配慮しつつ、かつ事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めている。</p> <p>○債券発行による資金調達 機構の社会貢献性の高さを広く周知するため、ソーシャルボンドを発行するとともに、動画配信やオンライン会議システム等を活用し、発行に係る説明会及び投資家向けの広報を行うなど、円滑な資金調達ができている。</p> <p>○不要財産の国庫納付 平成29年度決算検査報告において、会計検査院より意見表示のあった労災年金担保貸付勘定における不要財産について、平成30年から令和3年度に国庫納付(24.2億円)を行っている。</p> <p>○評価 自己収入の確保、債券発行による資金調達及び不要財産の国庫納付について、円滑かつ適切に行われており、所</p>		<p>評定</p> <p><評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <p><今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <p><その他事項></p>	
			区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																										
福祉医療経営指導事業収入	61,201	72,865	20,778	21,296	29,647																													
福祉保健医療情報サービス事業収入	3,046	4,284	5,007	3,816	6,299																													
合計	64,247	77,148	25,785	25,112	35,945																													

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行っているか。

た。
 なお、令和3年度以降は、機構の社会貢献性の高さを広く周知するため、ソーシャルボンドの発行を行い、投資表明を67件獲得した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、動画配信やオンライン会議システム等を活用し、発行に係る説明会及びIRを実施したこと等により、コロナ禍においても適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。

- 年金担保貸付事業においては、貸付額の減少等を踏まえ、令和2年度下期以降は債券発行による資金調達を行っていない。

年度	IR 件数
平成30年度	39件 (うち集合IR1件・3機関参加)
令和元年度	44件 (うち集合IR3件・32機関参加)
令和2年度	53件
令和3年度	24件 (うち集合IR1件・20機関参加)
令和4年度	82件 (うち集合IR2件・49機関参加)

期の目標を達成していることと見込まれることから、「B」評価とする。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

95,500 百万円

2 想定される理由

(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。

(2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。

(3) 年金担保貸付

3 不要資産の国庫納付

将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要資産）を速やかに国庫納付すること。

勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
 (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
 (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。

第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供

○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。

【保有資産の見直し】#76

○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」を踏まえ、厚生労働省と協議のうえ、以下のとおり国庫納付した。

年度	納付額
平成30年度	7.3億円
令和元年度	5.5億円
令和2年度	5.2億円
令和3年度	6.2億円
令和4年度	11.4億円
計	35.6億円

	しようとする ときは、その計 画 なし 第7 剰余金の使 途 ・ 全勘定に共通 する事項 業務改善に係 る支出のための 原資 職員の資質向 上のための研修 等の財源					
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

目的積立金等の状況については、次表のとおりである。

(単位：百万円、%)

	平成30年度(初年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	300	291	286	283	254
目的積立金	-	-	-	-	-
積立金	-	2,748	5,347	10,979	9,803
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-	-	-
運営費交付金債務	-	-	944	564	-
当期の運営費交付金交付額(a)	2,548	2,238	3,975	2,517	3,923
うち年度末残高(b)	-	-	944	564	-
当期運営費交付金残存率(b÷a)	-	-	24	22	-

(注) 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 723・768

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)						
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>(1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>【業務運営体制の継続的見直し】#77</p> <p>○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援する観点から、業務運営体制に係る以下の組織見直しを実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>主な見直し内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 福祉医療貸付事業を推進するため、「上席推進役」を創設。 WAM NETによる福祉医療の健全な発展の支援をより一層推進するため「WAM NET 振興課」を創設し、併せて情報システム室を「情報事業部」に改編。 </td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給業務を実施する「一時金支払業務室」及び「一時金支払業務課」を創設。 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給業務を実施する「補償金支払業務課」を創設し、併せて「一時金支払業務室」を「支払業務室」に改編。 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	主な見直し内容	平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 福祉医療貸付事業を推進するため、「上席推進役」を創設。 WAM NETによる福祉医療の健全な発展の支援をより一層推進するため「WAM NET 振興課」を創設し、併せて情報システム室を「情報事業部」に改編。 	令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給業務を実施する「一時金支払業務室」及び「一時金支払業務課」を創設。 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給業務を実施する「補償金支払業務課」を創設し、併せて「一時金支払業務室」を「支払業務室」に改編。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 役員会を原則として月1回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定したほか、トップマネジメントを補佐する経営企画会議を、新型コロナウイルス感染症予防対策として、原則として四半期毎に書面で開催し、重要案件について迅速かつ的確に経営判断を行うとともに、原則毎週開催する役員連絡会をにおいて機構内での情報の共有化及び問題意識の統一を徹底した。</p> <p>なお、経営企画会議の協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、イントラネット等を通じて全職員に対して発信した。</p> <p>また、特に報告の必要性の高い内容については、月次にて報告することとし、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、書面形式での報告を確立するなど、トップマネジメントの推進を図った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、BCP(業務継続計画)に則り、速やかに危機管理対策本部を設置のうえ、「優先復旧業務等への対応方針」、「緊急事態宣言及び緊急事態解除宣言等を踏まえた対応」を都度指示し、業務運営体制を確りと確立した。</p> <p>○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を支援するための組織</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>○ 組織における情報共有等 役員会(月一回)、経営企画会議(四半期毎)、役員連絡会議(週一回)を通じて、重要事項等に関する組織としての意思決定、経営判断及び機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底等について、対面開催に限らず、感染対策としての書面開催、イントラネット等を通じての迅速かつ確かな情報共有など、意思決定や情報伝達手段において工夫を凝らして実施していることが認められる。</p> <p>○ 業務運営体制の見直し 福祉医療に係る事業の健全な発展を支援するための組織見直しを継続的に実施し、時勢に応じた体制の見直し・強化を行うことで、効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図っている。</p> <p>○ WAM NET 基盤の活用 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による各種業務や会議等の実施が困難となったため、各部署と連携を図り WAM NET 基盤及び Web 会議サービス等を活用し、福祉保健医療施策の推進を維持するとともに、機構各事業の事務の効率化及び利用者サービスの向上を図った。</p> <p>○ 評価</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p>(見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載)</p> <p><今後の課題></p> <p>(見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載)</p> <p><その他事項></p>
年度	主な見直し内容											
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 福祉医療貸付事業を推進するため、「上席推進役」を創設。 WAM NETによる福祉医療の健全な発展の支援をより一層推進するため「WAM NET 振興課」を創設し、併せて情報システム室を「情報事業部」に改編。 											
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給業務を実施する「一時金支払業務室」及び「一時金支払業務課」を創設。 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給業務を実施する「補償金支払業務課」を創設し、併せて「一時金支払業務室」を「支払業務室」に改編。 											

		<p>(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変</p>	<p>○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1006 90 1130 369">令和2年度</td> <td data-bbox="1130 90 1694 369"> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等支援の観点から、扶養保険課と支払業務室を再編し、「保険・支払業務部」を創設。 ・リスク管理債権の増加等を踏まえ、「債権課」を「債権第一課」と「債権第二課」に分割。 ・新型コロナウイルス対応支援資金の融資申込に迅速に対応するため、組織横断的な「新型コロナウイルス対策融資業務室」を設置。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1006 369 1130 732">令和3年度</td> <td data-bbox="1130 369 1694 732"> <ul style="list-style-type: none"> ・万全な情報セキュリティ体制の構築及び政府統一基準に準拠した機能を確保するため、「情報セキュリティ対策課」を創設。 ・業務運営体制の強化を図るため、「福祉医療貸付部」と「新型コロナウイルス対策融資業務室」を統合のうえ、「新型コロナウイルス対応支援室」を再編。 ・経営サポートセンターの各グループの機能を明確化するため、再編。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1006 732 1130 972">令和4年度</td> <td data-bbox="1130 732 1694 972"> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応支援室に、「調査課」を創設。 ・年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を令和4年度から債権管理回収業務に移行することから、年金貸付部を「年金業務部」、年金貸付課を「年金担保管理課」に改編。 </td> </tr> </table>	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等支援の観点から、扶養保険課と支払業務室を再編し、「保険・支払業務部」を創設。 ・リスク管理債権の増加等を踏まえ、「債権課」を「債権第一課」と「債権第二課」に分割。 ・新型コロナウイルス対応支援資金の融資申込に迅速に対応するため、組織横断的な「新型コロナウイルス対策融資業務室」を設置。 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・万全な情報セキュリティ体制の構築及び政府統一基準に準拠した機能を確保するため、「情報セキュリティ対策課」を創設。 ・業務運営体制の強化を図るため、「福祉医療貸付部」と「新型コロナウイルス対策融資業務室」を統合のうえ、「新型コロナウイルス対応支援室」を再編。 ・経営サポートセンターの各グループの機能を明確化するため、再編。 	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応支援室に、「調査課」を創設。 ・年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を令和4年度から債権管理回収業務に移行することから、年金貸付部を「年金業務部」、年金貸付課を「年金担保管理課」に改編。 	<p>○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和2年度以降、次の取組を行った。</p> <p>a 令和2年度においては、BCP（業務継続計画）に則り、速やかに危機管理対策本部を設置のうえ、「優先復旧業務等への対応方針」、「緊急事態宣言及び緊急事態解除宣言等を踏まえた対応」を都度指示し、業務運営体制を確りと確立した。（危機管理対策本部会議：5回）</p> <p>b 令和3年度においては、政府の基本的対処方針、東京都や大阪府の対応方針を踏まえた機構の対応を検討のうえ、都度周知した。（危機管理対策本部会議：1回、機構の対応方針のメール周知：17回）</p> <p>c 令和4年度においては、政府の基本的対処方針、東京都や大阪府の対応方針等を踏まえた機構としての対応の点検を行い、職場内の感染拡大防止に努めるとともに執務室内の感染防止策などの運用の一部見直しを実施した。</p> <p>【経営企画会議・役員連絡会の運営】#78</p> <p>○ 役員会を原則として月1回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定した。</p> <p>○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議は、理事長か</p>	<p>見直しを継続的に実施することで、効率的かつ効果的な業務運営体制整備を図った。</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による相談や各種会議、研修・セミナー等の開催が困難となったため、WAMNET 基盤及びWeb 会議サービス等を活用し、福祉保健医療施策を推進するとともに、機構各事業の事務の効率化及び利用者サービスの向上を図った。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>組織としての迅速かつ的確な意思決定、情報の共有化及び問題意識の統一を徹底するとともに、時勢に応じた組織体制の見直し・強化、事業間の連携による効率的な業務運営の実施など、組織全体として効率的かつ効果的な業務運営体制の整備に取り組んでおり、所期の目標を達成していると思込されることから、「B」評価とする。</p>	
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等支援の観点から、扶養保険課と支払業務室を再編し、「保険・支払業務部」を創設。 ・リスク管理債権の増加等を踏まえ、「債権課」を「債権第一課」と「債権第二課」に分割。 ・新型コロナウイルス対応支援資金の融資申込に迅速に対応するため、組織横断的な「新型コロナウイルス対策融資業務室」を設置。 													
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・万全な情報セキュリティ体制の構築及び政府統一基準に準拠した機能を確保するため、「情報セキュリティ対策課」を創設。 ・業務運営体制の強化を図るため、「福祉医療貸付部」と「新型コロナウイルス対策融資業務室」を統合のうえ、「新型コロナウイルス対応支援室」を再編。 ・経営サポートセンターの各グループの機能を明確化するため、再編。 													
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応支援室に、「調査課」を創設。 ・年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を令和4年度から債権管理回収業務に移行することから、年金貸付部を「年金業務部」、年金貸付課を「年金担保管理課」に改編。 													

化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図ることで、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。

(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化するとともに、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることにより、業務の効率的な運営を図る。

の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。

○ 業務間の連携強化や業務改善活動の活性化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。

らの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「重点目標」の指示、「業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行うとともに、協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、イントラネット等を通じて全職員に対して発信した。

なお、第5期中期計画の策定に際して、令和4年6月にビジョン（独立行政法人の使命及びミッションを踏まえた、法人自身が将来ありたい姿、実現したい未来）を定め、法人の業務運営の方向性を明確化した。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた運営とするため、令和2年度以降は原則として四半期毎に書面で開催し、特に報告の必要性の高い内容については月次にて報告することとするなど、状況を効果的に把握・共有することにより、トップマネジメントの推進を図った。

○ 役員連絡会を毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。

【業務間の連携強化及び業務改善活動の活性化】#79

○ 機微情報やデータの受渡し等においてセキュリティが確保され、大容量データの授受が可能な WAM NET 基盤を活用し、次のとおり、各年度において機構業務の効率的な実施を推進した。

年度	主な取組
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・与信管理業務において、アドバイザー契約業務委託先との専用連絡掲示板の構築 ・年金担保貸付事業において、受託金融機関との専用連絡掲示板の構築
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・一時金支払等業務及び補償金支払等業務において、厚生労働省と支払データの授受を行うため、専用連絡掲示板の構築 ・福祉医療貸付事業において、貸付先との専用連絡システムの構築 ・福祉医療経営指導事業において、業務を受託した行政との専用連絡掲示板の構築
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療貸付事業の新型コロナウイルス対応支援資金に係るコールセンター等との専用連絡システムの構築 ・社会福祉振興助成事業において、審査・評価委員との専用連絡掲示板の構築 ・社会福祉振興助成事業において、専用応募フ

				<p>ホームの作成及びデータアップロードによる提出の仕組みを構築</p>		
			令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・年金貸付部において、受託金融機関と専用連絡掲示板の構築 ・監査室において、業務委託先（監査先）との間でデータ授受や連絡等を行うため、専用連絡掲示板の構築 ・顧客業務部において、コールセンター等との専用連絡掲示板の構築 		
			令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報事業部において、システム導入業者との専用連絡掲示板の構築 		
				<p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による相談や各種会議、研修・セミナー等の開催が困難となったため、機構の各業務において、以下のとおり WAM NET 基盤や Web 会議サービスを活用した取組を行った。</p> <p><Web 会議サービスの活用></p> <ul style="list-style-type: none"> a 福祉医療貸付事業に係る融資相談、債権管理に係る代表者ヒアリング及び地方銀行協会との打合せ会議等 b 経営支援事業に係るコンサルティング業務 c 社会福祉振興助成事業に係る助成相談及び中間支援組織（NPO センター等）を活用した助成説明会 d 「社会福祉振興助成事業審査・評価委員会」、「心身障害者扶養保険資金運用委員会」、「WAM NET 事業推進専門委員会」などの外部委員が参画する各種委員会 e 福祉医療貸付事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る業務改善・代理貸付事務手続きに関する全国銀行協会との会議 f 財務省、厚生労働省など所管部局との打合せ等の会議 g 退職手当共済事業に係る業務委託先との事務連絡会（参集とオンラインの併用） <p><WAM NET 基盤の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> a 福祉医療貸付事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る受託金融機関に対する業務説明等について、専用掲示板へ資料及び説明動画を掲載することで、平時と遜色のない業務説明体制を実現 b 新型コロナウイルス対応支援資金の融資制度を周知するため、融資案内動画等を WAM NET に掲載し、より分かりやすく情報提供を実施 c 福祉医療経営指導事業で実施する経営セミナーにおいて、 		

		<p>さらに、機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行う。</p>	<p>○ 機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行っているか。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた医療機関や社会福祉施設等の今後の経営の在り方及び組織運営等をテーマとした「新型コロナウイルス対策経営セミナー」等をオンラインセミナーとして配信</p> <p>d 福祉医療経営指導事業が実施する各種調査を Web で実施する仕組みを構築して、「社会福祉法人経営動向調査」等を円滑かつ効率的に実施</p> <p>e 社会福祉振興助成事業の募集説明動画を WAM NET に掲載し、NPO 法人等社会福祉の振興に寄与する非営利法人向けに情報を提供</p> <p>f 退職手当共済事業において、WAM NET 基盤のメール一括配信機能を活用し、共済契約者あてに新型コロナウイルス感染症対応に係る通知や退職届作成システムの利用促進に係る案内等を送信</p> <p>g 年金担保貸付利用者1万人を対象としたアンケート調査結果の公表にあたり、WAM NET 基盤を活用し、受託金融機関担当者が速やかに閲覧できる環境を整備</p> <p>h 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の電子申請システムの利用者に対し、迅速なユーザーID の発行やシステム利用における問い合わせに対応し、電子届出事務の円滑な実施を支援</p> <p>i WAM NET 基盤によるメール一括配信機能を活用し、各事業における事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援</p> <p>j 福祉医療機構債券の発行にあたり、投資家・アナリスト向け決算説明の動画を WAM NET に掲載し、証券会社や機関投資家等に向けて平時と遜色のない情報を提供</p> <p>【効果的な情報発信及び広報活動】#80</p> <p>○ 機構事業に関するプレスリリースを実施し、機構事業への理解・支持促進に努めた。</p> <p>○ 寄付月間（Giving December）「賛同パートナー」の登録を引き続き行い、機構ホームページ上の「ご寄付のお願い」ページに寄付月間ロゴを掲載するなど、機構の認知度及び社会的な信頼性を高めるとともに、寄付金獲得の一助となる活動を実施した。</p> <p>○ WAM NET やメールマガジン、Twitter 等を積極的に活用し、それぞれの媒体の特徴を活かし相乗的に広報することで、新型コロナ関連情報をはじめとする各種情報の効果的な拡散を図った。</p> <p>また、Twitter の発信については、新たに「Twitter カー</p>			
--	--	---	---	---	--	--	--

				ド」を導入し、サムネイル画像やタイトル等の投稿内容が広く表示され、より閲覧者に訴求するよう充実化を図った。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	内部統制の充実		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度行政事業レビューシート番号 723・768

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
2 内部統制の充実 (1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局通知)を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。 また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性	2 内部統制の充実 (1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局通知)を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。 また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有しているか。 ○ 内部統制の仕組みが有効に機能しているかモニタリングを通じて点検・検証を行い、その結果を踏まえて見直しを行っているか。	<主要な業務実績> 【役職員の認識の共有】#81 ○ 定期的にガバナンス委員会を開催し、リスク管理に関する事項等について報告・審議するとともに、機構内のイントラネットへの資料掲載や会議議事録等を活用した職員への指示の伝達を通じて、役職員で認識を共有した。 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた運営とするため、原則として四半期毎に書面開催したことに加え、事務リスク及び顧客サポート等の対応実施状況については資料配布による月次報告を行うことにより、適時適切なモニタリング体制を維持した。 また、全役職員向けにコンプライアンス研修を実施し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。 【内部統制の更なる充実】#82 ○ ガバナンス委員会において、リスク管理に係る各種モニタリング結果等を報告し、その結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局通知)を踏まえた総括点検を実施した。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップした。 また、各年度の内部監査結果に基づき、今後取り組むべき課題等を取りまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、次年度の内部監査計画を策定し	<評定と根拠> 評定：B ○ 定期的にガバナンス委員会を開催し、リスク管理に関する事項等について報告・審議するとともに、機構内のイントラネット等を通じて役職員で認識を共有した。 また、全役職員向けにコンプライアンス研修を実施し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。 ○ 内部統制の更なる充実を図るため、ガバナンス委員会において、リスク管理に係る各種モニタリング結果等を報告し、その結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」を踏まえた総括点検を実施した。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、マニュアル等の見直しが行われたことを確認した。 また、各年度の内部監査結果に基づき、今後取り組むべき課題等を取りまとめ、経営企画会議において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、次年度の内部監査計画を策定した。 ○ 情報システムの整備及び管	評定 B <評定に至った理由> ○内部統制の充実 内部統制については、 ・内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図るため、全役職員向けコンプライアンス研修を開催、 ・ガバナンス委員会において、リスク管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているか総合点検を実施、 ・内部監査の実施により検出された問題事象及び前年度以前に検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、マニュアル等の見直し、等により、更なる充実を図るとともに、各年度の内部監査結果に基づき、リスク管理上の課題の分析・定量評価をした上で、次年度の内部監査計画を作成するなど、内部統制が有効に機能するための取組を着実に実施している。 ○情報セキュリティ対策 情報セキュリティ対策として、サイバー攻撃への防御力及び組織対応力を強化するため、 ・インシデント発生時における対応訓練、 ・サイバー攻撃への対応事例等をテーマとした研修の受講、 ・標的型攻撃メール対応訓練、	評定 <評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載) <今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載) <その他事項>		

<p>を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。</p> <p>(2) 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMOは情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援すること。</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力</p>	<p>規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図る。</p> <p>(2) 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMOは情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援する。</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力</p>	<p>○ 情報システムについて、適切な整備及び管理を行うとともに、PMOは情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援しているか。</p> <p>○ 情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。</p>	<p>た。</p> <p>【情報システムの整備・管理】#83</p> <p>○ 情報システムの整備及び管理を適切に行うため、PMOの役割を担う情報システム委員会において審議・承認を経て、第5期中期目標期間における情報化推進計画及び令和5年度における情報システム整備計画を策定した。</p> <p>【サイバー攻撃への防御力及び対応能力の強化】#84</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、毎年度情報セキュリティ計画を策定し、次のとおり情報セキュリティ対策の強化を行った。</p> <p>a 標的型攻撃メール対応訓練</p> <p>b 情報セキュリティ研修</p> <p>c セキュリティリスクの未然防止を目的とした技術的対策</p> <p>○ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が令和3年7月に改定されたことを踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程を改定した。</p> <p>○ 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が主催するCSIRT研修を受講した。</p> <p>○ 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が主催する実践的サイバー防御演習を受講した。</p> <p>○ 情報セキュリティインシデント対処に係る厚生労働省との連携訓練を実施し、連絡体制の確認及び連携強化を図った。</p>	<p>理を適切に行うため、PMOの役割を担う情報システム委員会において審議・承認を経て、第5期中期目標期間における情報化推進計画及び令和5年度における情報システム整備計画を策定した。</p> <p>○ 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群が改定されたことを踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程の改定を行うとともに、改定の要点をまとめた資料を作成し、役職員への着実な周知を図った。</p> <p>○ サイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力を強化するため、厚生労働省サイバーセキュリティ担当参事官室等と連携し、情報セキュリティインシデント発生時における対処訓練を実施するとともに、NISC主催の研修を受講し、その内容を反映した標的型攻撃メール対応訓練やセキュリティ研修を実施するなど、役職員の情報セキュリティ意識の向上を図った。</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、標的型攻撃メール対応訓練や情報セキュリティ研修などの情報セキュリティ対策を講じ、その結果等を情報システム委員会で検証することで、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の強化・改善を図った。</p> <p>○ 現行の政府統一基準に準拠した高度なセキュリティ確保が可能なWeb会議サービスを厳選して導入し、顧客等とのコミ</p>	<p>・セキュリティ研修、等の実施により、役職員の情報セキュリティ意識の向上を図り、セキュリティ対策の強化に努めている。</p> <p>また、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群が改定されたことを踏まえ、情報セキュリティポリシー等、関係規程の改定及び役職員への着実な周知を図った。</p> <p>さらに、委託業者及びデータセンターと連携した災害時対応訓練を実施するなど、情報セキュリティ対策の更なる高度化に努めている。</p> <p>○ 評価</p> <p>上記の取組により、内部統制の充実及び情報セキュリティ対策の強化に積極的に取り組んでおり、所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。</p>	
---	---	--	---	--	--	--

<p>及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p>	<p>及び組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>○ 情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図っているか。</p>	<p>【情報セキュリティ対策の改善】#85</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、情報システム委員会において審議・承認を経て、情報セキュリティ計画を毎年度策定のうえ、次のとおり情報セキュリティ対策を実施した。</p> <p>また、その内容については、情報システム委員会において検証を実施することで、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の強化・改善を図った。</p> <p>a 人的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標的型攻撃メール対応訓練 ・ 構内 LAN (オープン環境) におけるセキュリティ関連情報の周知 ・ 新任者向け情報セキュリティ研修及び情報システム管理者向け研修 ・ 上記訓練、研修等で把握された課題等の再周知、再訓練の実施 <p>b 技術的対策</p> <table border="1" data-bbox="979 1029 1691 1898"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>主な取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ メール中に埋め込まれた URL (インターネットへのリンク) を無効化 ・ 外部メール受信時の確認画面に「後で確認」ボタンを追加し、事後確認機能を追加 </td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち込み PC 検知機能の導入 (ネットワークに接続されている機器を監視し、持ち込み PC 等の不正接続を検知すると管理者に通知する機能を追加) </td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ なりすましメールのブロック機能強化 ・ メール本文中の悪意ある URL のブロック機能の強化 </td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ログ監視による Web アクセスブロックの強化 ・ WAM NET 及び機構ホームページの暗号化設定について「TLS 暗号設定ガイドライン」(第 3.0 版) に基づき厳格化 ・ テレワーク時のセキュリティリスク検知のためのシステムログのモニタリング </td> </tr> </tbody> </table>	年度	主な取組内容	平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ メール中に埋め込まれた URL (インターネットへのリンク) を無効化 ・ 外部メール受信時の確認画面に「後で確認」ボタンを追加し、事後確認機能を追加 	令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち込み PC 検知機能の導入 (ネットワークに接続されている機器を監視し、持ち込み PC 等の不正接続を検知すると管理者に通知する機能を追加) 	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ なりすましメールのブロック機能強化 ・ メール本文中の悪意ある URL のブロック機能の強化 	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ログ監視による Web アクセスブロックの強化 ・ WAM NET 及び機構ホームページの暗号化設定について「TLS 暗号設定ガイドライン」(第 3.0 版) に基づき厳格化 ・ テレワーク時のセキュリティリスク検知のためのシステムログのモニタリング 	<p>コミュニケーションの安全を確保した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>		
年度	主な取組内容															
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ メール中に埋め込まれた URL (インターネットへのリンク) を無効化 ・ 外部メール受信時の確認画面に「後で確認」ボタンを追加し、事後確認機能を追加 															
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち込み PC 検知機能の導入 (ネットワークに接続されている機器を監視し、持ち込み PC 等の不正接続を検知すると管理者に通知する機能を追加) 															
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ なりすましメールのブロック機能強化 ・ メール本文中の悪意ある URL のブロック機能の強化 															
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ログ監視による Web アクセスブロックの強化 ・ WAM NET 及び機構ホームページの暗号化設定について「TLS 暗号設定ガイドライン」(第 3.0 版) に基づき厳格化 ・ テレワーク時のセキュリティリスク検知のためのシステムログのモニタリング 															

			令和 4年度	・新種ウイルス対策のためサンドボックス導入 c 物理的対策 ・PC 端末の更新に伴い、端末に情報が残らないシンクライアント端末への移行 d 災害時対応訓練（委託業者及びデータセンターと連携） ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う Web 会議サービスの導入にあたっては、現行の政府統一基準に準拠した高度なセキュリティ確保が可能なシステムを厳選した。			
--	--	--	-----------	--	--	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
4-3	人事に関する事項	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー 令和4年度行政事業レビューシート番号 723・768

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
3 人事に関する事項 (1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じること。	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成15年厚生労働省令第148号)第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 【各種人事施策の実施】#86 ○ 育児・介護等との両立支援を推進するため次の取組を行った。 a 新たに産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制を整備した。 b 出産や育児に関する支援制度及び介護に関する支援制度を必要とする職員が利用しやすい環境づくりを促進するため、イントラネットに掲載している制度案内を改訂のうえ再周知を行い、啓発に努めた。 また、WAMNETに掲載している妊娠期から産休・育休、子育て及び介護に関して参考となる情報についても併せて周知を行った。 c 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、機構ホームページに公表した。 d 育児・介護休業法等の改正に伴い、出生時育児休業(産後パパ育休)を新設するとともに、育児休業の分割所得を可能とする改正を実施した。 e 国家公務員に準じ、育児参加のための特別有給休暇対象期間を拡大した。また、不妊治療と仕事の両立を支援するための特別有給休暇(出生サポート休暇)を新設した。 ○ 働き方改革の推進とともに、働き方改革関連法の施行に伴い年5日間の取得が義務付けられた年次有給休暇の取得を	<評価の視点> ○ 育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じているか。	<評定と根拠> 評定：B ○ 育児・介護等との両立支援の推進については、産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制を整備するとともに、出産や育児及び介護に関する支援制度を必要とする職員が利用しやすい環境づくりを促進した。 また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、機構ホームページに公表した。 ○ 育児・介護休業法等の改正に伴い、出生時育児休業(産後パパ育休)を新設するとともに、育児休業の分割取得を可能とする改正を実施した。 また、国家公務員に準じ、育児参加のための特別有給休暇対象期間を拡大した。また、不妊治療と仕事の両立を支援するための特別有給休暇(出生サポート休暇)を新設した。 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、働き方改革関連法の施行に伴い年5日間の取得が義務付けられた年次有給休暇の取得状況、時間外勤務実績等を経営企画会議等で報告を行った。 また、女性活躍や働き方改革を推進する観点から、専門家を講師に招きワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施した。	評定 B <評定に至った理由> ○女性活躍や働き方改革の推進 育児・介護等との両立支援を推進するため、 ・次世代育成支援対策推進法等に基づく一般事業主行動計画を策定及び公表、 ・職員に対する出産・育児及び介護に関する支援制度の継続的な周知、産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制の確保など、職員が各種支援制度を利用しやすい環境作り、 ・年次有給休暇の取得状況等を経営企画会議等での報告による管理の徹底、 等の実施により、女性活躍や働き方改革の推進に取り組んでいる。 ○人材の確保・育成 人材の確保・育成対策として、 ・業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的とした通信教育等による職員研修の実施、 ・さらに、貸付部門に所属する職員に対しては金融業務機能の強化を目的とした通信教育の実施、 ・人材の確保・育成に係る方針の策定、 ・民間金融機関等との人事交流の実施、 など、より専門性の高い職員の育成・確保に努めている。	評定 <評定に至った理由> (見込評価時との乖離がある場合には重点的に理由を記載) <今後の課題> (見込評価時に検出されなかった課題、新中期目標の変更が必要になる事項等あれば記載) <その他事項>	
	1 職員の人事に関する計画 (1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。							

<p>(2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質向上を図るため、人材の確保・育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>(2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修や外部との人事交流を引き続き行う。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に 関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってな</p>	<p>○ 金融業務機能等の強化を図る観点から、人材確保・育成に係る方針の策定について検討を行っているか。</p> <p>○ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、外部との人事交流を行っているか。</p>	<p>促進するため、その取得状況及び時間外勤務実績等について、定期的に経営企画会議等で報告した。</p> <p>○ 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、専門家を講師に招きワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施した。</p> <p>○ 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員が活躍する環境を整備するため、国家公務員の定年が段階的に65歳に上げられること等に合わせた定年引上げを導入した。</p> <p>【人材確保・育成方針の策定及び各種研修の実施等】 #87</p> <p>○ 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定した。</p> <p>○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー、通信教育及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を実施した。</p> <p>○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を実施した。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 令和2年4月の緊急事態宣言等を踏まえ、業務継続及び職員の感染防止の観点から、時差出勤を継続して実施するとともに、在宅勤務及び出勤停止の制度等を創設した。</p> <p>また、小・中・高・特別支援学校等の臨時休校に伴う特別休暇や妊娠中又は基礎疾患を有する職員等に適用するための特別有給休暇の制度を創設した。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合又は当該接種により副反応が発生し療養する必要がある場合に取得できる特別有給休暇を創設した。</p> <p>○ 更なる感染拡大に備え、機構のBCP対策に資するものとして、在宅勤務が実施可能な環境を整備し、速やかに運用を</p>	<p>○ 国家公務員の定年が段階的に65歳に上げられることに合わせた定年引上げを導入した。</p> <p>○ 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定した。</p> <p>○ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として、公開セミナー、通信教育及び専門研修を実施した。</p> <p>また、専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を引き続き実施した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への対策として、令和2年4月の緊急事態宣言等を踏まえ、業務継続及び職員の感染防止の観点から、時差出勤を継続して実施するとともに、在宅勤務及び出勤停止の制度等を創設した。また、小・中・高・特別支援学校等の臨時休校に伴う特別休暇や妊娠中又は基礎疾患を有する職員等に適用するための特別有給休暇の制度を創設した。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等の特別有給休暇を創設した。</p> <p>○ 更なる感染拡大に備え、機構のBCP対策に資するものとして、在宅勤務が実施可能な環境を整備し、速やかに運用を開始した。</p> <p><課題と対応></p>	<p>○新型コロナウイルス感染症への対策 新型コロナウイルス感染症の感染防止等の観点から、個々の職員の事情に応じた特別有給休暇の創設、時差出勤及び在宅勤務等の活用による事務所内の感染予防対策の徹底に努めている。</p> <p>○評価 ワーク・ライフ・バランスの推進や研修制度の充実など、時勢に沿った人事施策の改善充実に取り組んでおり、所期の目標を達成していると見込まれることから、「B」評価とする。</p>	
--	---	---	---	--	---	--

		<p>お積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項に定める業務の財源に充てることとする。</p>		<p>開始した。</p>	<p>特になし</p>		
--	--	--	--	--------------	-------------	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p>